

第81回

定時株主総会 招集ご通知

日時

2025年6月26日（木曜日）
午前10時

場所

神奈川県綾瀬市上土棚中四丁目4番34号
当社 本社大会議室

議決権行使期限

2025年6月25日（水曜日）
午後5時10分まで

油研工業株式会社

証券コード：6393

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役8名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収への対応方針）の継続の件

書面交付請求されていない株様には、株主総会参考書類を併せてご送付しております。
また、書面交付請求された株様には、法令および当社定款に基づき電子提供措置事項から一部を除いた書面をご送付しております。

ネットで招集のご案内

本招集ご通知の主要コンテンツをパソコン・スマートフォンでも快適にご覧いただけます。

<https://s.srdb.jp/6393/>



Provided by TAKARA Printing

(証券コード 6393)
2025年6月10日
(電子提供措置の開始日 2025年6月4日)

株 主 各 位

神奈川県綾瀬市上土棚中四丁目4番34号

油研工業株式会社

取締役社長 永 久 秀 治

第81回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第81回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第81回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイト
にアクセスのうえ、ご確認くださいませよう
お願い申し上げます。

・当社ウェブサイト <https://www.yuken.co.jp/ir/stockholder>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、以下のウェブサイトにも掲載しております。

・東証ウェブサイト (東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東京証券取引所ウェブサイト (東証上場会社情報サービス) にアクセスして、銘柄名 (油研工業) または証券コード (6393) を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、ご覧ください。

・ネットで招集 <https://s.srdb.jp/6393/>



なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月25日 (水曜日) 午後5時10分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

〔インターネットによる議決権行使の場合〕

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、4頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいませよう
お願い申し上げます。

〔郵送による議決権行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月26日（木曜日）午前10時
2. 場 所 神奈川県綾瀬市上土棚中四丁目4番34号
当社 本社大会議室

3. 会議の目的事項

- 報告事項**
1. 第81期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第81期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役8名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件
第5号議案 当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収への対応方針）の継続の件

4. 招集にあたっての決定事項

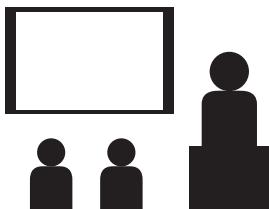
- (1) 電子提供措置事項のうち、「会社の体制および方針」、「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」として表示すべき事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査役および会計監査人は当該事項を含む監査対象書類を監査しております。
- (2) インターネットによる方法と議決権行使書と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。また、インターネットによる方法で複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効なものとしたします。
- (3) ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛の表示があったものとして取り扱います。

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使のご案内

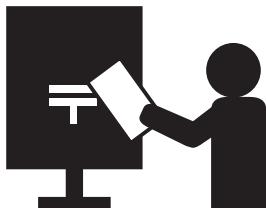
議決権の行使には以下の3つの方法がございます。電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、いずれかの方法で議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。



株主総会への出席による議決権行使

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

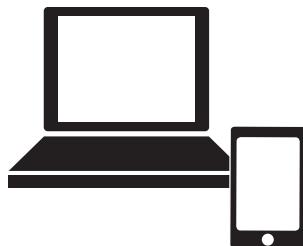
株主総会開催日時 2025年6月26日（木曜日）午前10時



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。なお、各議案につきまして賛否を表示せずに提出された場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

行使期限 2025年6月25日（水曜日）午後5時10分



インターネットによる議決権行使

インターネットによる議決権行使の場合は、次頁をご確認いただき、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2025年6月25日（水曜日）午後5時10分



「ネットで招集」のご案内

本招集ご通知の主要コンテンツをパソコン・スマートフォンでも快適にご覧いただけます。以下のウェブサイト又は「QRコード」にアクセスしてご覧ください。

<https://s.srdb.jp/6393/>



インターネットによる議決権行使のご案内

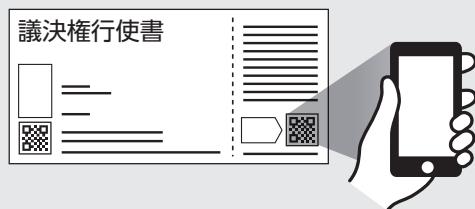


QRコードを読み取る
「スマート行使」による方法

議決権行使が簡単に！ 「スマート行使」対応

議決権行使コード (ID) 及びパスワード
のご入力不要です。

議決権行使書イメージ (表)



同封の議決権行使書用紙右片に記載のQRコードをスマートフォン等で読み取り、当社指定の「スマート行使」ウェブサイトへアクセスしていただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」で一度議決権を行使した後に行使内容を変更される場合は、右記の議決権行使コード (ID)・パスワード入力による方法にて変更ください。

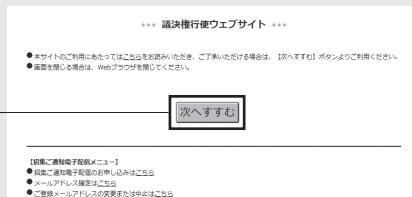


議決権行使コード (ID) ・
パスワード入力による方法

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

1. 当社指定の「議決権行使ウェブサイト」(上記URL) にアクセス

クリック



2. ログインする

同封の議決権行使書用紙右片の裏面に記載の議決権行使コード (ID) 及びパスワードをご入力ください。

パスワードは初回ログインの際に変更していただく必要があります。
以降、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ご利用時の注意事項について

- 書面とインターネットにより議決権を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットで複数回行使された場合は、最後に行使されたものを有効とします。
- 議決権行使コード (ID) 及びパスワード (株主様が変更されたものを含みます) は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- 議決権行使コード (ID) 及びパスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを当社よりお尋ねすることはございません。
- パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。

お問い合わせ先

ご不明点は、株主名簿管理人であるみずほ信託銀行(株) 証券代行部 (下記) までお問い合わせください。

「スマート行使」 「議決権行使ウェブサイト」
の操作方法等に関する専用お問い合わせ先



0120-768-524

(9:00~21:00)

※ 「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

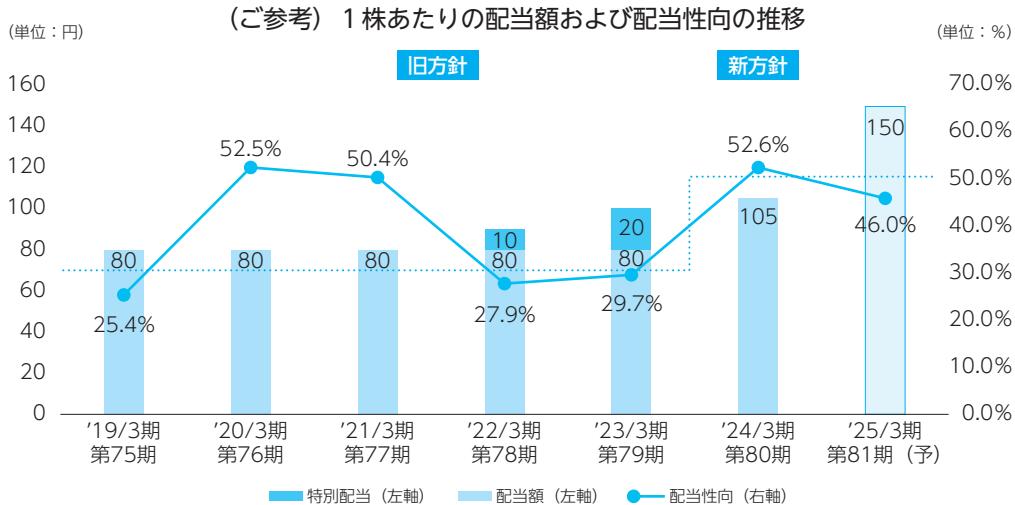
剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社の配当方針につきましては、安定的な配当の継続と当期の業績等を勘案し、適正な成果の配分を行うことを基本としております。また、連結業績との連動性と安定配当のバランスを勘案しつつ、配当性向は50%程度を基準としております。

このような方針のもと、第81期につきましては1株当たり150円といたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当に関する事項およびその種類
当社普通株式1株につき150円
総額568,634,550円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2025年6月27日



※配当方針は2024年3月期末の配当から、「配当性向30%を基準とする」から「配当性向50%程度」に変更

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役8名は、本株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

指名諮問委員会の勧告に基づき、取締役会で決定した取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位・担当	在任年数	取締役会出席状況	専門性						
					企業経営	営業	製造・調達・生産技術	油圧システム技術	研究開発・品質管理	財務・会計	国際経験
1	みや さか 坂 篤 再任	常務取締役 グローバル事業本部長 サステナビリティ推進委員	6年	100% (14回/14回)	○	○			○		○
2	おだしま はれ お 小田島 晴 夫 新任	常勤監査役 (社外) サステナビリティ推進委員	—	(新任)	○					○	○
3	おか だ ただ のり 岡 田 忠 則 再任	取締役 生産本部長 サステナビリティ推進委員	2年	100% (14回/14回)	○		○		○		○
4	たき ぐち ひで かつ 滝 口 英 克 新任	技術本部長 兼品質保証室長 サステナビリティ推進委員	—	(新任)				○	○		
5	て づか たか ひろ 手 塚 隆 広 新任	国内事業本部長 兼東日本営業部長	—	(新任)		○					
6	みず の こう じ 水 野 浩 司 新任	執行役員 管理本部長 サステナビリティ推進委員	—	(新任)	○					○	
7	た おか よし お 田 岡 良 夫 再任	社外取締役 指名諮問委員 報酬諮問委員 サステナビリティ推進委員	4年	100% (14回/14回)	○	○	○	○	○		○
8	こ ばやし みや こ 小 林 宮 子 新任	社外取締役・独立役員	—	(新任)	○					○	

候補者
番号

1

みや さか
宮 坂

あつし
篤

1963年11月23日生

再任

略歴

1987年 4月	当社入社	2019年 6月	当社取締役グローバル事業本部長兼事業推進部長
2008年 4月	当社環境機械部次長兼技術課長	2022年 6月	当社常務取締役グローバル事業本部長兼事業推進部長
2012年 4月	当社環境機械部長	2023年 4月	当社常務取締役グローバル事業本部長（現在）
2013年 4月	当社販売促進部長兼営業技術課長		
2015年 4月	当社海外営業部長兼海外営業課長		
2019年 4月	当社グローバル事業本部長兼事業推進部長		

当社における地位及び担当

常務取締役グローバル事業本部長
サステナビリティ推進委員

重要な兼職の状況

油研工業（香港）有限公司 董事長
ユケン・ヨーロッパ LTD. CHAIRMAN
油研（上海）商貿有限公司 董事長
油研（仏山）商貿有限公司 董事長

取締役候補者とした理由

宮坂篤氏は、開発、営業、販売促進を経験し、技術・営業における豊富な実務経験と高い見識を有しております。現在は常務取締役グローバル事業本部長を務め、経営計画の立案やグループの海外展開統括を担当しております。当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値向上の観点から、同氏が当社グループの更なる発展に貢献することができるものと判断し、引き続き取締役候補者いたしました。



取締役在任年数
6年

所有する当社株式の種類及び数
普通株式 3,600株

取締役会への出席状況
14回／14回（100%）

候補者
番号

2

お だ し ま は れ お
小田島 晴 夫

1958年9月28日生

新任

略歴

1981年4月	株式会社日本興業銀行 (現株式会社みずほ銀行) 入行	2010年10月	神島化学工業株式会社総 務部長
2002年4月	インドネシアみずほコー ポレート銀行(現インド ネシアみずほ銀行)副社 長	2011年7月	同社取締役総務部長
		2021年6月	当社監査役(社外)
		2021年7月	当社常勤監査役(社外) (現在)
2003年4月	株式会社みずほ銀行主計 部税務チーム次長		
2009年7月	株式会社みずほフィナン シャルグループ人事部人 材開発室室長		



所有する当社株式の種類及び数
普通株式 1,200株

当社における地位及び担当

常勤監査役(社外)(2025年6月退任予定)
サステナビリティ推進委員

取締役候補者とした理由

小田島晴夫氏は、国内外における豊富な業務経験と会社経営者としての高い見識を有しております。当社常勤監査役(社外)就任以来、その高い見識を活かし当社グループの業務監査、会計監査を実施しております。同氏は本定時株主総会終結の時をもって、任期満了により常勤監査役(社外)を退任する予定であり、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値向上の観点において、同氏の見識と当社事業に対する深い理解が当社グループの更なる発展に貢献することができるものと判断し、取締役候補者いたしました。

候補者
番号 **3**

おか だ ただ のり
岡 田 忠 則

1967年9月28日生

再任

略歴

1992年 4月	当社入社	2022年 4月	当社生産部長
2010年 4月	当社第二製造部次長兼製 造三課長	2023年 4月	当社生産副本部長兼生産 部長
2013年 4月	当社第二製造部長兼工務 課長	2023年 6月	当社取締役生産本部長兼 生産部長
2014年 4月	当社総務部付部長 油研 液圧工業（張家港）有限 公司董事総経理（出向）	2024年10月	当社取締役生産本部長 （現在）
2017年 4月	当社総務部付部長 台湾 油研股份有限公司副董事 長総経理（出向）		

当社における地位及び担当

取締役生産本部長
サステナビリティ推進委員

重要な兼職の状況

台湾油研股份有限公司董事長
ユケンインディア LTD. CHAIRMAN
油研液圧工業（張家港）有限公司董事長

取締役候補者とした理由

岡田忠則氏は、開発、品質管理、製造を経験し、2014年4月から8年間当社グループ海外製造会社の総経理として経営に携わり、豊富な実務経験と高い見識を有しております。現在は生産本部長を務め、製造全般を統括するとともに、当社グループのグローバル生産体制強化において、中心的な役割を果たしております。当社グループの持続的な企業価値向上のために適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者となりました。



取締役在任年数
2年

所有する当社株式の種類及び数
普通株式 700株

取締役会への出席状況
14回／14回（100%）

候補者
番号

4

たき ぐち ひで かつ
滝 口 英 克

1964年4月2日生

新任

略歴

1986年4月	当社入社	2025年4月	当社技術本部長兼品質保証室長（現在）
2014年4月	当社研究開発部次長兼開発二課長兼管理課長		
2019年4月	当社研究開発部長兼管理課長		
2022年4月	当社品質保証室長		



所有する当社株式の種類及び数
普通株式 300株

当社における地位及び担当

技術本部長兼品質保証室長
サステナビリティ推進委員

取締役候補者とした理由

滝口英克氏は、長年にわたり油圧製品の開発に携わり、豊富な実務経験と高い見識を有しております。近年では品質管理の責任者として、当社のみならずグループ全体の品質向上に大きく貢献しております。当社グループの持続的な企業価値向上のために適切な人材と判断し、取締役候補者といたしました。

候補者
番号

5

て づか たか ひろ
手 塚 隆 広

1967年3月25日生

新任

略歴

1985年 3月	株式会社ユケンハイメツ クス入社	2022年 4月	当社東日本営業部長兼札幌 幌営業所長兼長野営業所 長
1997年 4月	株式会社ユケンハイメツ クス吸収合併により当社 転籍	2025年 4月	当社国内事業本部長兼東 日本営業部長（現在）
2017年 4月	当社西日本営業部次長兼 大阪営業一課長		
2020年 4月	当社東日本営業部長		

当社における地位及び担当

国内事業本部長兼東日本営業部長

重要な兼職の状況

YUKEN SEA CO.,LTD. CHAIRMAN



所有する当社株式の種類及び数
普通株式 50株

取締役候補者とした理由

手塚隆広氏は、入社以来、一貫して営業職に従事し、油圧業界の深い理解と豊富な実務経験および高い見識を有しております。現在は国内事業本部長として、営業部門全体を統括しております。当社グループの持続的な企業価値向上のために適切な人材と判断し、取締役候補者いたしました。

候補者
番号

6

みずのこうじ
水野浩司

1969年6月15日生

新任

略歴

1993年 4月	株式会社第一勧業銀行 (現株式会社みずほ銀行) 入行	2024年 2月	当社執行役員管理副本部 長 (出向)
2015年 4月	同行ディストリビューシ ョン部次長	2024年 7月	当社転籍
2017年 4月	同行ストラクチャリング 第二部次長	2025年 4月	当社執行役員管理本部長 (現在)

当社における地位及び担当

執行役員管理本部長
サステナビリティ推進委員

重要な兼職の状況

韓国油研工業株式会社代表理事

取締役候補者とした理由

水野浩司氏は、金融機関勤務における豊富な業務経験と高い見識を有しており、当社入社後はその幅広い知見を活かして総務、経理、情報システム部門を統括しております。当社グループの持続的な企業価値向上のために適切な人材と判断し、取締役候補者としたしました。



所有する当社株式の種類及び数
普通株式 0株

候補者
番号 **7**

た おか よし お
田 岡 良 夫

1954年8月21日生

再任

社外取締役・独立役員

略歴

1979年 4月	住友精密工業株式会社入 社	2012年 6月	同社専務取締役
2001年 6月	同社航空宇宙機器技術部 長	2016年 6月	同社代表取締役副社長
2003年 6月	同社支配人	2017年 6月	同社代表取締役社長
2005年10月	同社支配人兼航空宇宙第 二営業部長	2021年 1月	株式会社セラオン取締役 (社外)
2008年 6月	同社取締役	2021年 6月	当社取締役 (現在)
2010年 6月	同社常務取締役	2021年12月	株式会社セラオン取締役 会長 (非常勤) (現在)



取締役在任年数
4年

所有する当社株式の種類及び数
普通株式 1,000株

取締役会への出席状況
14回/14回 (100%)

当社における地位及び担当

指名諮問委員
報酬諮問委員
サステナビリティ推進委員

重要な兼職の状況

株式会社セラオン取締役会長 (非常勤)

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

田岡良夫氏は、経営者としての豊富な経験を有し、また当社の事業領域である油圧事業について精通しております。同氏は既に4年間当社の社外取締役として、その油圧に関する深い知識と実務経験を基に、当社の油圧事業およびグループ経営全般に的確な助言と指摘を行っております。引き続き当社の意思決定と実効性のある監督機能に重要な役割を果たしていただくことが期待できるため、社外取締役候補者としていたしました。

独立性に関する補足説明

同氏は、当社が定める「当社独立社外役員の独立性基準」を満たしております。

候補者
番号

8

こ ばやし みや こ
小 林 宮 子

1973年9月6日生

新任

社外取締役・独立役員

略歴

1996年4月	社団法人全国地方銀行協会 入社	2010年3月	みずほ情報総研株式会社 (現みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社) 非常勤出向 (現在)
1998年1月	稲村会計事務所 (現アクタス税理士法人) 入社		
1999年7月	中央監査法人入社	2021年2月	一般財団法人ササダスポーツ財団 (現公益財団法人佐々田ゴルフ財団) 評議員 (現在)
2006年4月	警視庁財務捜査官		
2009年11月	株式会社コーポレート・アドバイザーズ・アカウンティング執行役員 (現在)		



所有する当社株式の種類及び数
普通株式 0株

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

小林宮子氏は、公認会計士として企業会計についての高い専門性を有しており、監査法人にて法定監査、IPO支援等に従事したほか、警視庁に出向し財務捜査官として金融犯罪捜査を経験するなど豊富な経験と見識を有しております。近年では、会計分野で幅広くコンサルティング業務に従事しており、人事労務関連でも社会保険労務士の資格を活かして人事制度改善コンサルティングなども実施しております。同氏の豊富な経験と専門性、高い独立性を、当社の経営の重要事項決定および業務執行の監督に活かすことが企業価値向上に資すると判断し、社外取締役候補者といたしました。

独立性に関する補足説明

同氏は、当社が定める「当社独立社外役員の独立性基準」を満たしております。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社間に特別の利害関係はありません。
2. 小林宮子氏の戸籍上の氏名は福本宮子ですが、上記には同氏が職業上使用している氏名を記載しております。
3. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約の内容の概要等は事業報告「4. 役員等賠償責任保険に関する事項」をご参照下さい。また、次回更新時には同様の内容での更新を予定しております。
4. 当社は田岡良夫氏との間で会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額としております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。また、小林宮子氏の選任が承認された場合は、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は田岡良夫氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、小林宮子氏についても、独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
6. 小林宮子氏の選任が承認された場合は、同氏を当社サステナビリティ推進委員、指名諮問委員および報酬諮問委員に選任する予定です。

【ご参考】 当社独立社外役員の独立性基準

1. 社外取締役及び社外監査役について、当該候補者が現在又は過去10年において、次の各項目に該当しない場合、独立性があると判断する。
 - 1) 当社グループの主要な取引先の業務執行者
 - 2) 当社グループのメインバンクの業務執行者
 - 3) 当社グループから一定額以上の金銭等を受けているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家
 - 4) 当社又は当社子会社の業務執行者
 - 5) 当社子会社の業務執行者でない取締役
 - 6) 当社の主要な株主の業務執行者
 - 7) 就任の前10年以内のいずれかのときにおいて、当社又は当社子会社の取締役又は監査役であったことがある者
2. 最初に就任してから10年を超えて社外役員に就任しない。但し、その任期中にその期間に達する場合は、次期に任用しない。
3. その他、当社の一般株主全体との間で上記にて考慮されている事由以外の事情で恒常的な利益相反が生じるおそれのない人物であること。

(※ 1) 「主要な取引先」：直近の事業年度を含む3事業年度各年度の年間連結総取引高の2%以上を基準として判定

(※ 2) 「一定額以上の金銭等」：過去3年平均にて年間1,000万円以上の金銭その他財産上の利益

(※ 3) 「主要な株主」：出資比率10%以上の大株主

第3号議案 監査役1名選任の件

本株主総会終結の時をもって、監査役小田島晴夫氏が任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

い	せ	ひろ	すけ	新任
伊	勢	浩	祐	1961年2月21日生
略歴				社外監査役・独立役員
1983年4月	株式会社日本興業銀行 (現株式会社みずほ銀行)	2011年3月	みずほ債権回収株式会社 専務取締役	
	入行	2016年4月	独立行政法人国立病院機 構常勤監事	
2002年4月	同行市場営業部次長	2024年7月	同機構顧問	
2005年4月	同行資産監査部監査主任			
2008年8月	同行富山支店支店長			



所有する当社株式の種類及び数
普通株式 0株

社外監査役候補者とした理由

伊勢浩祐氏は、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。経営全般の適切な監視と有益な助言が期待できることから、当社グループの持続的な企業価値向上のために適切な人材と判断し、社外監査役候補者といたしました。当社グループ経営に対し中立的な立場での監査意見が期待できることから、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

- (注) 1. 伊勢浩祐氏と当社間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は伊勢浩祐氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
3. 伊勢浩祐氏は、当社と取引関係のある株式会社みずほ銀行の出身ですが、同行を退職後14年が経過しております。直近事業年度末における当社の連結総資産額に対する同行からの借入金の比率は3.86%と低いうえ、当社は複数の金融機関と取引を行っており、当社の意思決定に著しい影響を及ぼす取引先ではありません。
- また、同行は当社の株主であります。その議決権比率は4.94%であります。
- したがって、伊勢浩祐氏は当社の「当社独立社外役員の独立性基準」を満たしております。
4. 当社は、社外監査役との間で会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額としております。伊勢浩祐氏の選任が承認された場合は、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、候補者は当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約の内容の概要等は事業報告「4. 役員等賠償責任保険に関する事項」をご参照下さい。また、次回更新時には同様の内容での更新を予定しております。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意のうえ取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は、次のとおりであります。

こ ぐれ しん きち
木 暮 信 吉

1974年2月11日生

所有する当社株式の数
普通株式0株

略歴

- 2004年10月 弁護士登録（第一東京弁護士会）
長野法律事務所入所
2023年10月 木暮法律事務所開設
（現在）

重要な兼職の状況

木暮法律事務所 弁護士

- (注) 1. 木暮信吉氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は木暮信吉氏が運営している木暮法律事務所との間に顧問契約を締結しておりますが、同契約に伴う取引金額は僅少であります。
3. 木暮信吉氏は、社外監査役候補者であります。同氏は、弁護士として企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、補欠の社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。
4. 木暮信吉氏は、当社が定める独立性を客観的に判断する「当社独立社外役員の独立性基準」により、一般株主と利益相反の生じる恐れがなく十分な独立性を有しており、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしているため、同氏が社外監査役に就任した場合は、同取引所に対して独立役員として届け出る予定であります。
5. 木暮信吉氏が社外監査役に就任した場合は、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額といたします。
6. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、木暮信吉氏が社外監査役に就任した場合、当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約の内容の概要等は事業報告「4. 役員等賠償責任保険に関する事項」をご参照下さい。

第5号議案 当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収への対応方針）の継続の件

当社は、当初2007年3月8日開催の当社取締役会において「当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）」を導入し、直近では2022年6月24日開催の当社第78回定時株主総会において株主の皆様の承認をいただき継続（以下、継続後の対応策を「現プラン」といいます。）しておりますが、その有効期間は、2025年6月開催予定の当社第81回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）終結の時までとなっております。当社では、現プラン継続後も社会・経済情勢の変化、買収への対応方針をめぐる諸々の動向および様々な議論の進展を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取組みのひとつとして、継続の是非も含め、その在り方について引き続き検討してまいりました。

その結果、2025年5月15日開催の当社取締役会において、会社法施行規則第118条第3号に定める当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下、「会社の支配に関する基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって、当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みとして、本株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、現プランの一部を変更した上で継続（以下、新たに継続する対応策を「本プラン」といいます。）することを決定いたしました。

つきましては、本プランの継続について株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

本プランへの継続につきましては、本プランの具体的運用が適正に行われることを前提として、監査役全員から賛同を得ております。

なお、現プランからの変更点は主に以下のとおりですが、基本的な内容に大きな変更はございません。

- ① 本プランの対象となる当社株式の買付の範囲の見直しを行いました。
- ② 当社取締役会が本プランに基づいて対抗措置を発動する際に、原則として株主総会において対抗措置発動の決議を経ることといたしました。
- ③ その他、一部語句の修正、文言の整理等を行いました。

I 本プランの内容（会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）

1. 本プランの目的

本プランは、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして導入された、現プランを継続するものです。

当社は、当社株式に対する大規模な買付等が行われた場合でも、その目的等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えるものではありません。

ん。また、支配権の移転を伴う買収提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主の皆様の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大規模な買付等の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、株主の皆様が株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、取締役会や株主の皆様が株式の大規模な買付の内容等について評価・検討し、あるいは取締役会が代替案を提示するために合理的に必要な十分な時間や情報を提供することのないもの等買収の対象とされた会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

そこで、当社取締役会は、当社株式に対して大規模な買付行為等が行われた場合に、株主の皆様が適切にご判断をするために、必要な情報や時間を確保し、買付者等との交渉等が一定の合理的なルールに従って行われることが、企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考え、以下の内容の大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模買付行為がなされた場合の対応方針として、本株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、本プランとして継続することといたしました。

本プランの概要につきましては、参考資料をご参照ください。

2. 本プランの対象となる当社株式の買付

本プランの対象となる当社株式の買付とは、

- ① 特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、
- ② 結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為、又は
- ③ 上記①若しくは②に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、当社の特定株主グループが、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本③において同じです。）との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該特定株主グループの共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係（注4）を樹立するあらゆる行為（注5）（但し、当社が発行者である株券等につき当該特定株主グループと当該他の株主の議決権割合の合計が20%以上となるような場合に限り。）

を意味します（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる大規模買付行為を自ら単独で又は他の者と共同ないし協調して行う又は行おうとする者を「大規模買付者」といいます。）。

注1：特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づく共同保有者とみなされる者および当社取締役会がこれに該当すると認められた者を含みます。以下同じとします。）
- (ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）
- (iii) 上記（i）又は（ii）の者の関係者（これらの者との間にフィナンシャル・アドバイザー一契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関その他これらの者と実質的利益を共通にしている者、公開買付代理人、弁護士、会計士その他のアドバイザー若しくはこれらの者が実質的に支配し又はこれらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が合理的に認められた者を併せたグループをいいます。）、並びに
- (iv) 上記（i）ないし本（iv）に該当する者から市場外の相対取引又は東京証券取引所の市場内立会外取引（ToSTNeT-1）により当社の株券等を譲り受けた者を意味します。

注2：議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが、注1の（i）記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も加算するものとします。）又は、
- (ii) 特定株主グループが、注1の（ii）記載の場合は、当該大規模買付者および当該特別関係者の株券等保有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。
各株券等保有割合の算出に当たっては、発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）および総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直前に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の2第1項又は同法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

注4：「当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、共同協調行為等認定基準（別紙1。但し、独立委員会は、法令の改正又は裁判例の動向等に照らして、合理的範囲内で当該基準を改定できるものとします。）に基づいて行うものとします。

注5：本文の③所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が合理的に判断するものとします（かかる判断に当たっては、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。）。なお、当社取締役会は、本文の③所定の要件に該当するか否かの判定に必要とされる範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

3. 独立委員会の設置

大規模買付ルールに従って一連の手続きが進行されたか否か、あるいは大規模買付

ルールが遵守された場合でも、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであることを理由として対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。本プランを適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性および合理性を担保するため、独立委員会規程（独立委員会規程の概要につきましては、別紙2をご参照ください。）を定めるとともに、独立委員会を設置しております。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立し、当社および当社の取締役との間に特別の利害関係を有していない社外取締役、社外監査役又は社外有識者（注6）の中から選任します。本プラン継続後の独立委員会の委員は、社外取締役として田岡 良夫氏、小林 宮子氏、社外監査役として伊勢 浩祐氏の3名が就任する予定です（小林 宮子氏 及び 伊勢 浩祐氏については、本株主総会にて社外取締役並びに社外監査役としての選任議案を上程しております。（略歴につきましては、別紙3をご参照下さい）。

当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為について慎重に評価・検討の上で当社取締役会に対し対抗措置を発動することができる状態にあるか否かについての勧告を行うものとします。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で対抗措置の発動について決定することとします。独立委員会の勧告内容については、その概要を適宜公表することといたします。

なお、独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、必要に応じて独立した外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができるものとします。

注6：社外有識者とは、過去に当社又は当社の子会社の取締役、会計参与もしくは執行役又は支配人その他の使用人となったことがない者であり、経営経験豊富な企業経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、又はこれらに準ずる者をいいます。

4. 大規模買付ルールの概要

(1) 大規模買付者による意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、大規模買付行為又は大規模買付行為の提案に先立ち、まず、当社代表取締役宛に、大規模買付ルールに従う旨の法的拘束力を有する誓約文言を含む以下の内容等を日本語で記載した意向表明書をご提出いただきます。当社が大規模買付者から意向表明書を受理した場合には、速やかにその旨および必要に応じ、その内容について適時・適切に公表します。

- ① 大規模買付者の名称、住所
 - ② 設立準拠法
 - ③ 代表者の氏名
 - ④ 国内連絡先
 - ⑤ 提案する大規模買付行為の概要
 - ⑥ 本プランに定められた大規模買付ルールに従う旨の誓約
- (2) 大規模買付者からの情報の提供

当社は、上記(1)の意向表明書を受領した日の翌日から10営業日以内に、大規模買付者から当社取締役会に対して、株主の皆様の判断および取締役会としての意見形成のために提供いただくべき必要かつ十分な情報(以下「本必要情報」といいます。)のリストを当該大規模買付者に交付し、大規模買付者には、当該リストに従い、本必要情報を当社取締役会に書面で提出していただきます。本必要情報の一般的な項目は以下のとおりです。その具体的内容は大規模買付者の属性および大規模買付行為の内容によって異なりますが、いずれの場合も株主の皆様のご判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な範囲に限定するものとし

- ① 大規模買付者およびその者が属する特定株主グループ(共同保有者、特別関係者および組合員(ファンドの場合)その他の構成員を含みます。)の詳細(名称、事業内容、経歴又は沿革、資本構成、財務内容等を含みます。)
- ② 大規模買付行為の目的、方法および内容(大規模買付行為の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為の実現可能性等を含みます。)
- ③ 大規模買付行為における買付価格の算定根拠(算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報および大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容を含みます。)
- ④ 大規模買付行為における買付資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者を含みます。)の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。)
- ⑤ 大規模買付行為の完了後に想定している役員候補(当社および当社グループ事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。)、当社および当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資本政策および配当政策等
- ⑥ 大規模買付行為の完了後における当社および当社グループの顧客、取引先、従業員等のステークホルダーと当社および当社グループとの関係に関しての変更の有無およびその内容

当社取締役会は、大規模買付ルールの迅速な運用を図る観点から、必要に応じて、大規模買付者に対し情報提供の期限を設定することがあります。ただし、大規

模買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合は、その期限を延長することができるものとします。

当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して、適宜合理的な期限（最初に本必要情報を受領した日から起算して60日を上限とします。）を定めた上で、本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めることがあります。

当社取締役会は、本必要情報の全てが大規模買付者から提供されたと判断した場合には、その旨の通知を大規模買付者に発送するとともにその旨を公表することとします。

また、当社取締役会が本必要情報の追加的な提供を要請したにもかかわらず、大規模買付者から当該情報の一部について提供が難しい旨の合理的な説明がある場合には、当社取締役会が求める本必要情報が全て揃わなくても、大規模買付者との情報提供に係る交渉等を打ち切り、後記（3）の取締役会による評価・検討を開始する場合があります。

当社取締役会に提供された本必要情報は、独立委員会に提出するとともに、株主の皆様判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部又は一部を公表します。

(3) 当社取締役会による評価・検討期間等

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合は最長60日間、その他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じて独立した外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

5. 大規模買付行為が実施された場合の対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、原則として、当該買付提案についての

反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

但し、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、例えば以下の①から⑤のいずれかに該当し、その結果として会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断する場合には、取締役の善管注意義務に基づき、例外的に当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、必要かつ相当な範囲内で新株予約権の無償割当てを講じることがあります。

- ① 真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で当社株式の買収を行っている場合（いわゆるグリーンメーラーである場合）
- ② 当社の経営を一時的に支配して当社又は当社グループの事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該買収者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株式の買収を行っている場合
- ③ 当社の経営を支配した後に、当社又は当社グループの資産を当該買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株式の買収を行っている場合
- ④ 当社の経営を一時的に支配して当社又は当社グループの事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で当社株式の買収を行っている場合
- ⑤ 大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付で当社の株式の全部の買付を勧誘することなく、二段階目の買収条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等による株式の買付を行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様当社株式の売却を強要するおそれがあると判断された場合

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、上記（1）で述べた対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。なお、大規模買付ルールを遵守したか否かを判断するにあた

っては、大規模買付者側の事情をも合理的な範囲で十分勘案し、少なくとも本必要情報の一部が提出されないことのみをもって大規模買付ルールを遵守しないと認定することはしないものとします。

(3) 取締役会の決議、および株主総会の開催

当社取締役会は、上記（1）又は（2）において対抗措置の発動の是非について判断を行う場合は独立委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の必要性、相当性等を十分検討した上で対抗措置発動又は不発動等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

当社取締役会が対抗措置として、新株予約権の無償割当をする場合の概要は別紙4に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当をする場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とすることや新株予約権者に対して、当社が当社株式と引き換えに当該新株予約権を取得する旨の取得条項をつけるなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間および行使条件を設けることがあります。但し、当社は、この場合において、大規模買付者が有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付することを想定しておりません。

また、当社取締役会は、対抗措置の発動に際し、原則として、株主の皆様にも本プランによる対抗措置を発動することの可否を十分にご検討いただくための期間（以下「株主検討期間」といいます。）として最長60日間の期間を設定し、当該株主検討期間中に当社株主総会を開催します。

当社取締役会において、株主総会の開催および基準日の決定を決議した場合は、取締役会評価期間はその日をもって終了し、ただちに、株主検討期間へ移行することとします。

当該株主総会の開催に際しては、当社取締役会は、大規模買付者が提供した必要情報、必要情報に対する当社取締役会の意見、当社取締役会の代替案その他当社取締役会が適切と判断する事項を記載した書面を、株主の皆様に対し、株主総会招集通知とともに提供し、適時・適切にその旨を開示します。

株主総会において対抗措置の発動又は不発動について決議された場合、当社取締役会は、当該株主総会の決議に従うものとします。従って、当該株主総会が対抗措置を発動することを否決する決議をした場合には、当社取締役会は対抗措置を発動いたしません。当該株主総会の終結をもって株主検討期間は終了することとし、当該株主総会の結果は、決議後適時・適切に開示いたします。

なお、上記（2）のとおり大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合であって、かつ、大規模買付行為が行われる前に株主総会を開催することが不可能であるか又は困難であると判断されるときは、その具体的な買付方法の如何にかかわ

らず、当社は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的に、原則として、取締役会の決定により、対抗措置を発動することにより大規模買付行為に対抗することといたします。また、当社取締役会は、大規模買付行為が行われる前に株主総会を開催することが不可能であるか又は困難であるか否かの判断に際しては、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

(4) 大規模買付行為待機期間

株主検討期間を設けない場合は取締役会評価期間を、また株主検討期間を設ける場合には取締役会評価期間と株主検討期間のあわせた期間を大規模買付行為待機期間とします。そして大規模買付行為待機期間においては、大規模買付行為は実施できないものとします。

従って、大規模買付行為は、大規模買付行為待機期間の経過後にのみ開始できるものとします。

(5) 対抗措置発動の停止等について

上記(3)において、当社取締役会又は株主総会において具体的対抗措置を講じることを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行った場合など、対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合、独立委員会の意見又は勧告を十分に尊重した上で、対抗措置の発動の停止等を行うことがあります。対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合において、権利の割当てを受けるべき株主が確定した後、大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行うなど対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を受けた上で、新株予約権の効力発生日の前日までの間は、新株予約権の無償割当てを中止することとし、また、新株予約権の無償割当て後においては、行使期間開始日の前日までの間は、当社による無償取得（当社が新株予約権を無償で取得することにより、株主の皆様は新株予約権を失います。）することにより対抗措置発動の停止等を行うことができるものとします。

このような対抗措置発動の停止を行う場合は、法令および当社が上場する金融商品取引所の上場規則等に従い、当該決定について適時・適切に開示します。

6. 本プランが株主・投資家に与える影響

(1) 大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響

本プランにおける大規模買付ルールは、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保證することを目的としています。これにより株主の皆様は、十分な情報および提案のもとで、大規模買付

行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、株主および投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、株主および投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記5.において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主および投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主および投資家の皆様に与える影響

当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、当社取締役会が上記5.に記載した対抗措置を講じることを決定した場合には、法令および当社が上場する金融商品取引所の上場規則等に従い、当該決定について適時・適切に開示します。

対抗措置の発動時には、大規模買付者等以外の株主の皆様が、法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合は、株主の皆様は、対価の払込みをすることなく、その保有する株式数に応じて、新株予約権が割り当てられます。また、当社が、当該新株予約権の取得の手続きを取ることを決定した場合は、大規模買付者等以外の株主の皆様は、当社による当該新株予約権の取得の対価として当社株式を受領するため格別の不利益は発生しません。

なお、独立委員会の勧告を受けて、当社取締役会が当該新株予約権の発行の中止又は発行した新株予約権の無償取得（当社が新株予約権を無償で取得することにより、株主の皆様は新株予約権を失います。）を行う場合には、当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

大規模買付者等については、大規模買付ルールを遵守しない場合や、大規模買付ルールを遵守した場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、対抗措置が講じられることにより、結果的にその法的権利又は経済的側面において不利益が発生する可能性があります。本プランの開示は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反することがないようにあらかじめ注意を喚起するものであります。

(3) 対抗措置発動に伴って株主の皆様に必要な手続き

対抗措置として、新株予約権の無償割当てが行われる場合には、株主の皆様は引受けの申込みを要することなく新株予約権の割当てを受け、また当社が新株予約権の

取得の手続きをとることにより、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、申込みや払込み等の手続きは必要となりません。但し、この場合当社は、新株予約権の割当てを受ける株主の皆様に対し、別途ご自身が大規模買付者等ではないこと等を誓約する当社所定の書式による書面のご提出を求めています。

これらの手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当を行うことになった際に、法令および当社が上場する金融商品取引所の上場規則等に従い、当該決定について適時・適切に開示します。

7. 本プランの適用開始、有効期間、継続および廃止

本プランは、本株主総会での決議をもって同日より発効することとし、有効期限は、本株主総会終結の時から2028年6月に開催される第84回定時株主総会終結の時までとします。

本プランは、本株主総会において継続が承認され発効した後であっても、①株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、②当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

また、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から随時見直しを行い、株主総会の承認を得て本プランの変更を行うことがあります。このように、当社取締役会が本プランについて継続、変更、廃止等の決定を行った場合には、その内容を速やかに開示します。

なお、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、本プランに関する法令、金融商品取引所規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切な場合等、株主の皆様にも不利益を与えない場合には、必要に応じて独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

II 本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社社員の地位の維持を目的とするものでないことについて

(1) 買収への対応方針に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）並びに経済産業省が2023年8月31日に発表した「企業買収における行動指針—企業価値の向上と株主利益の確保に向けて—」の定める3つの原則（企業価値・株主共同の利益の原則、株主意思の原則、透明性の原

則)を充足しています。

また、本プランは、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」および東京証券取引所が2015年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」(2021年6月11日最終改訂)の「原則1-5いわゆる買収防衛策」の内容も踏まえたものとなっております。

(2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されていること

本プランは、上記Ⅰ 1.「本プランの目的」にて記載したとおり、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって現プランを継続したものです。

(3) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記Ⅰ 5.「大規模買付行為が実施された場合の対応方針」にて記載したとおり、大規模買付行為が大規模買付ルールを遵守していない、あるいは大規模買付ルールを遵守していても株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらす買収である場合や株主の皆様が株式の売却を事実上強要するおそれがある買収である場合など、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視

本プランにおける対抗措置の発動は、上記Ⅰ 5.「大規模買付行為が実施された場合の対応方針」にて記載したとおり、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう、本プランの透明な運用を担保するための手続きも確保されております。

(5) 株主意思を重視するものであること

本プランは、本株主総会での承認により発効することとしており、本株主総会において本プランに関する株主の皆様のご意思を確認させていただくため、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

また、本プラン継続後、有効期間の満了前であっても、株主総会において、本プ

ランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で変更又は廃止されることになり、株主の合理的意思に依拠したものとなっております。

さらに、本プランでは、当社取締役会が本プランに基づいて対抗措置を発動する際には、株主総会において対抗措置発動の決議を経ることを原則としております。その意味で、対抗措置の発動の適否の判断に際しても、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

(6) デッドハンド型の対応方針やスローハンド型の対応方針ではないこと

上記 I 7.「本プランの適用開始、有効期間、継続および廃止」にて記載したとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株式を大量に買い付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。従って、本プランは、デッドハンド型の対応方針（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない対応方針）ではありません。また、当社は取締役の任期を2年としておりますが、当該任期につきましては期差任期制を採用していないため、スローハンド型の対応方針（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する対応方針）でもありません。

なお、当社では取締役解任決議要件につきましても、特別決議を要するような決議要件の加重は行っておりません。

以 上

共同協調行為等認定基準

- ※ 認定は、認定の対象者（その親会社、子会社、その他認定の対象者と同一視すべき主体を含む。以下「認定対象者」という。）について、下記の各項目の要素に加え、当社の特定の株主との間での意思の連絡が「ない」ことを窺わせる直接・間接の事実の有無についても勘案した上で、総合判断の方法により行われるべきものとする。
 - ※ 以下「当社の特定の株主」には、当該特定の株主の親会社及び子会社（当該特定の株主を含め、「特定株主グループ」という。）、特定株主グループの役員及び主要株主を含むものとする。
1. 当社株券等を取得している時期が、当社の特定の株主による当社株券等の取得又は重要提案行為等の買取に向けた行動が行われている期間と重なり合っているか
 2. 取得した当社株券等の数量が相当程度の数量に達しているか
 3. 当社株券等の取得を開始した時期が、当該特定の株主による当社株券等の取得の開始、当社に対する経営支配権の取得・重要提案行為をすること等の意向の表明など、当該特定の株主による当社の買取に向けた行動が開始された時期に近接し、又は本プランに係る議題を目的事項に含む株主総会の基準日など、当該特定の株主の行動に関連するイベントと近接しているか
 4. 市場における当社株券等の取引状況が異常な時期（例えば、平均的な出来高に比して著しく出来高が膨らんでいたり、株価が先行する時期の平均株価に比して著しく急騰したりする時期）において、時期を同じくして当社株券等を取得しているなど、当該特定の株主による当社株券等の取得の時期及び態様（例えば、信用買い等を駆使しているかどうか）の特徴との間に共通性がみられるか
 5. 当該特定の株主が株券等を取得している（又は取得していた）他の上場会社の株券等を取得していたことがあり、かつ、その取得時期や保有期間が当該特定の株主のそれと重なり合っているか
 6. 上記5.の重なり合う期間において、当該他の上場会社（当該特定の株主とともに認定対象者が株主となっていた他の上場会社）に対する株主権（共益権）の行使が当該特定の株主のそれに同調したものであったか。同調したものであったとした場合に、その株主権の種類、内容、株主権行使の結果等に照らして、その同調の程度はどの程度か
 7. 上記5.記載の当該他の上場会社において、当該認定対象者及び当該特定の株主（並びに当該認定対象者以外の者で当該特定の株主と同調して議決権等の共益権の行使を行った株主がい

る場合には当該株主)による議決権等の共益権の行使の結果、取締役その他の役員の選解任が行われた場合において、当該変更後の役員の在任期間中に当該他の上場会社において企業価値又は株主価値の毀損のおそれ(例えば、重大な法令違反に該当する事象の発生又はそのおそれのある事象の発生、上場廃止、特設注意銘柄への指定、破産その他の法的倒産手続き、大規模な希釈化を伴う株式又は新株予約権の発行)が生じているか。生じているとして企業価値又は株主価値の毀損のおそれはどの程度か

8. 当該特定の株主との間で、直接・間接に出資関係ないし資金の貸借関係等が存在している又は存在していたことがあるか
9. 当該特定の株主との間で、直接・間接に、役員兼任関係、親族関係(内縁関係など準じる関係を含む。以下同じ)、ビジネス上の関係、出身校その他のコミュニティの中における人的関係が存在している又は存在していたこと、並びに、一方が他方の従業員、組合員その他構成員である又はあったことがあるなどの人的関係が存在するか
10. 当社に対する株主権(共益権)の行使が当該特定の株主のそれに同調したものであったか。同調したものであったとして、行使された株主権の種類、内容、株主権行使の結果等に照らして、その同調の程度はどの程度か(なお、本項目を唯一の根拠として「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」又は非適格者と認定してはならないものとする。)
11. 当社の事業や経営方針に関する言動等が当該特定の株主のそれと類似しているか。類似している言動等がある場合には、そのような言動等がされた時期、内容に照らして、その類似の程度はどの程度か(なお、本項目を唯一の根拠として「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」又は非適格者と認定してはならないものとする。)
12. その代理人やアドバイザーが、当該特定の株主のそれと同じ事務所、法人、団体に属している若しくは属していたことがある、業務提携関係にある、同種案件を共同して遂行したことがある、及び/又は親族関係その他の人的関係があるなど、当該特定の株主との間において意思の連絡が容易となるような関係を有しているか(直接的なものであると間接的なものであるとを問わない。)
13. その他、当該特定の株主との間で意思の連絡があることを窺わせる直接・間接の事実はあるか

以 上

独立委員会規程の概要

- ・独立委員会は当社取締役会の決議により設置する。
- ・独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立した社外取締役、社外監査役又は社外有識者（経営経験豊富な企業経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者又はこれに準じる者）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議により選任される。
- ・独立委員会の委員の任期は、本プランの有効期限までとする。但し、社外取締役および社外監査役である委員の任期は、その社外役員としての任期が本プランの有効期限より以前に到来する場合（再任された場合を除く）は、社外役員の任期と同じとする。また、取締役会等において本プランの廃止をする旨の決議をした場合、委員の任期は本プランの廃止と同時に終了する。
- ・独立委員会は、取締役会から諮問を受けた場合、以下に記載する事項について決定し、その決定の内容を、その理由および根拠を付して取締役会に対して勧告する。
 - ① 大規模買付者に対抗するための新株予約得権の発行等、会社法その他の法律および定款が認める対抗措置の発動又は不発動
 - ② 大規模買付者の大規模買付行為の撤回等に基づく新株予約得権の無償取得、発行中止その他対抗措置の停止等
 - ③ その他、取締役会が判断すべき事項のうち、取締役会が独立委員会に諮問した事項
- ・独立委員会は、以下に記載される事項を行うものとする。
 - ① 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否かの決定
 - ② 大規模買付者が取締役会に提供すべき本必要情報の決定
 - ③ 本必要情報の提供完了の決定
 - ④ 大規模買付者の大規模買付行為の内容の精査・検討
 - ⑤ 大規模買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう場合に当たるか否かの決定
 - ⑥ 取締役会評価期間の延長の決定
 - ⑦ 本プランの修正又は変更の承認
 - ⑧ その他、取締役会が別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項
- ・独立委員会は、当社の費用で、必要に応じて独立した外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができるものとする。
- ・独立委員会の決議は、独立委員会の委員の過半数が出席し、出席した委員の過半数をもってこれを行う。

以上

独立委員会の委員略歴

本プランへの継続後の独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

田岡 良夫 (たおか よしお)

1954年 8 月21日生

(略歴)

1979年 4 月 住友精密工業株式会社入社

2001年 6 月 同社航空宇宙機器技術部長

2003年 6 月 同社支配人

2005年10月 同社支配人兼航空宇宙第二営業部長

2008年 6 月 同社取締役

2010年 6 月 同社常務取締役

2012年 6 月 同社専務取締役

2016年 6 月 同社代表取締役副社長

2017年 6 月 同社代表取締役社長

2021年 6 月 当社取締役 (現在)

2021年12月 株式会社セラオン取締役会長 (現在)

小林 宮子 (こばやし みやこ)

1973年 9 月 6 日生

(略歴)

1996年 4 月 社団法人全国地方銀行協会入社

1998年 1 月 稲村会計事務所 (現アクタス税理士法人) 入社

1999年 7 月 中央監査法人入社

2006年 4 月 警視庁財務捜査官

2007年 4 月 株式会社コーポレート・アドバイザーズ・アカウンティング入社

2009年11月 同社執行役員 (現在)

2010年 3 月 みずほ情報総研株式会社 (現みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社)
非常勤出向 (現在)

2021年 2 月 一般財団法人ササダスポーツ財団 (現公益財団法人佐々田ゴルフ財団)
評議員 (現在)

伊勢 浩祐 (いせ ひろすけ)

1961年 2 月21日生

(略歴)

1983年 4 月 株式会社日本興業銀行入行

2002年 4 月 株式会社みずほ銀行市場営業部次長

2005年 4 月 同行資産監査部監査主任

2008年 8 月 同行富山支店支店長

2011年 3 月 みずほ債権回収株式会社専務取締役

2016年 4 月 独立行政法人国立病院機構常勤監事

2024年 7 月 同機構顧問

上記、独立委員会の各委員と当社の間には特別の利害関係はありません。

上記、独立委員会の委員のうち、田岡 良夫氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

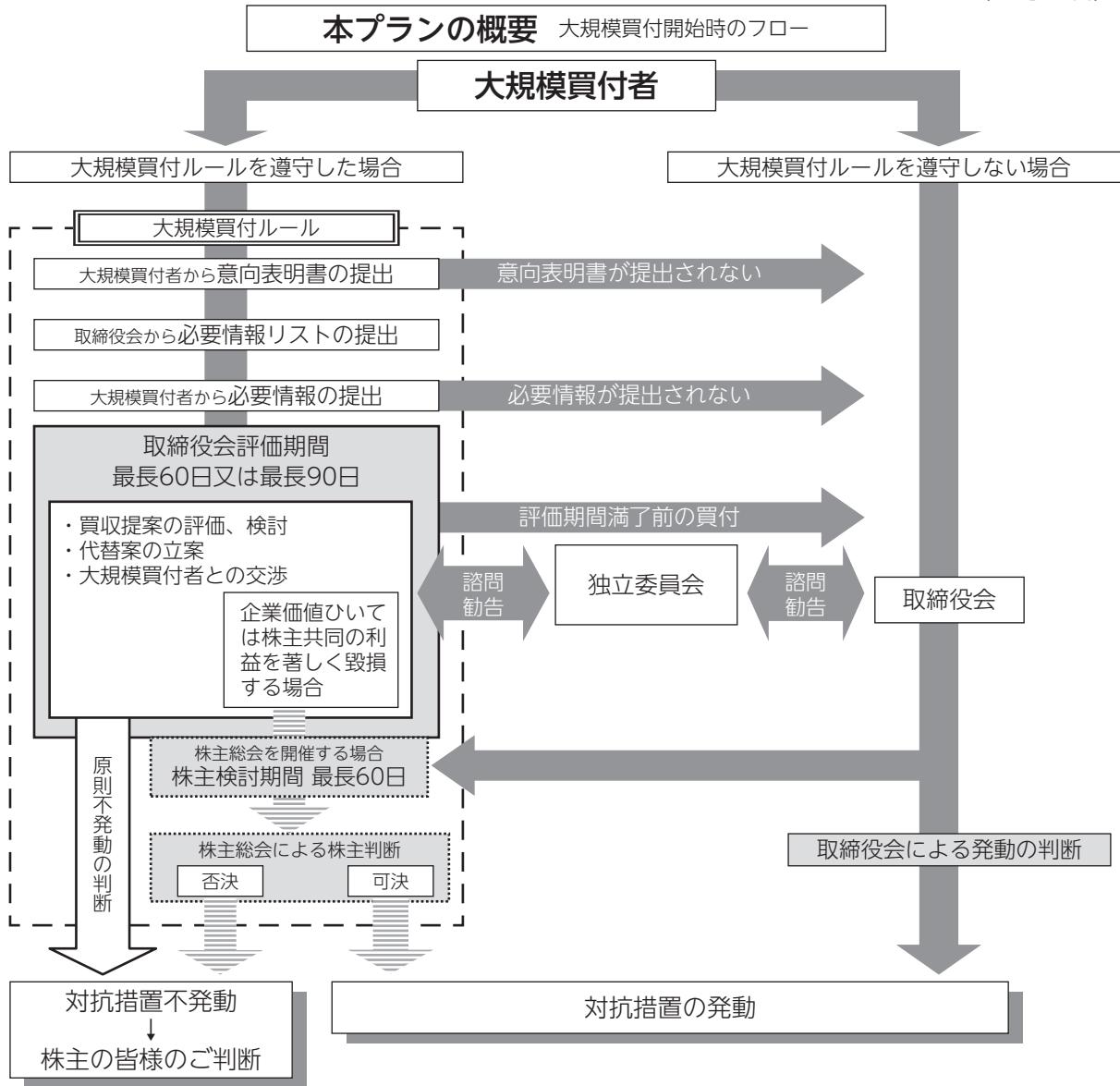
上記、独立委員会の委員のうち、小林 宮子氏及び伊勢 浩祐氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出る予定であります。

以 上

新株予約権無償割当ての概要

1. 新株予約権無償割当ての対象となる株主および発行条件
当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（但し、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割り当てる。
2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数
新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（但し、当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は当社取締役会が別途定める数とする。但し、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。
3. 発行する新株予約権の総数
新株予約権の発行総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。
4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）は1円以上で当社取締役会が定める額とする。
5. 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
6. 新株予約権の行使条件
議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者（但し、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）でないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。但し、新株予約権の行使が認められない者が有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付することを想定していない。
7. 新株予約権の行使期間等
新株予約権の割当てがその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記6.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨の条項を定めることがある。

以上



(注) 本図は、本プランのご理解に資することを目的として、代表的な手続きの流れを図式化したものであり、必ずしも全ての手続きを示したものではありません。詳細につきましては、本文をご覧ください。

事業報告

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における世界経済は、ウクライナ情勢や中東情勢の長期化・緊迫化、原材料・資源価格の高騰、中国経済の停滞、米国の政治・経済政策の不確実性等、予断を許さない状況となりました。我が国経済においては、インバウンド需要の回復や雇用・所得環境に改善が見られる等、緩やかな回復基調が続いたものの、円安基調の継続、資源価格の高騰、物価上昇等、依然として先行きは不透明な状況となっております。

このような状況のもと、当連結会計年度の実績といたしましては、売上高は334億9千6百万円（前年同期比13.5%増）、営業利益は19億2千万円（前年同期比39.3%増）、経常利益は19億2千3百万円（前年同期比20.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は12億4千9百万円（前年同期比59.0%増）となりました。

なお、連結子会社であるユケン・インディア LTD.の子会社であり、非連結、持分法非適用であったGROTEK ENTERPRISES PRIVATE LIMITEDを当連結会計年度より連結子会社としております。

単独業績につきましては、売上高は151億2千8百万円（前年同期比7.6%増）、営業利益4億1百万円（前年同期比29.3%増）、経常利益11億8千5百万円（前年同期比24.1%増）、当期純利益は10億7千2百万円（前年同期比87.8%増）となりました。

事業別の売上高は以下のとおりです。

事業別	売上高	前期比増減
	百万円	%
油圧製品事業	21,153	11.5
システム製品事業	7,568	9.6
環境機械事業他	4,773	31.2
合計	33,496	13.5

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資は、総額19億9百万円であります。事業部門別では、油圧製品部門15億6千7百万円、システム製品部門3千5百万円、環境機械事業部門他で3億7百万円となっております。

(3) 資金調達の状況

当社は、運転資金の効率的な調達と安定的な財務基盤の確保を目的に取引銀行4行とシンジケーション方式のコミットメントライン契約を締結しております。

当連結会計年度末におけるコミットメントライン契約に係る借入未実行残高等は、次のとおりであります。

コミットメントラインの総額	6,000百万円
借入実行残高	3,200 //
差引額	2,800百万円

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権の取得または処分の状況
該当事項はありません。

(8) 財産および損益の状況の推移

区 分	第78期 2022年3月期	第79期 2023年3月期	第80期 2024年3月期	第81期 (当連結会計年度) 2025年3月期
売上高 (百万円)	29,183	28,684	29,511	33,496
経常利益 (百万円)	1,810	1,274	1,603	1,923
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	1,324	1,368	785	1,249
1株当たり当期純利益 (円)	322.94	337.22	199.68	325.87
総資産 (百万円)	40,527	40,797	43,251	46,222
純資産 (百万円)	21,592	24,395	25,834	27,519

- (注) 1. 第78期は、世界経済において新型コロナウイルス感染や地政学的リスクの高まりなど不安要素は継続したものの、米国、中国等の経済活動の回復により、総じて景気は底堅く推移しました。
2. 第79期は、世界経済において資源価格高騰による物価上昇や半導体不足等の予断を許さない状況が継続し、国内経済においても海外景気の減速リスクやエネルギー価格上昇、急激な為替変動等、不透明な状況で推移しました。
3. 第80期は、世界経済において世界的な金融引き締めや中国経済の先行き懸念等の予断を許さない状況が継続し、国内経済においても資源価格高騰や急激な円安等、不透明な状況で推移しました。
4. 第81期（当連結会計年度）の状況につきましては、「事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。

(9) 重要な親会社および子会社等の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社等の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
(連結子会社)			
株式会社ユケンサービス	千円 40,000	% 100.0	システム製品の製造および修理・サービス
台湾油研股份有限公司	千ニュー台湾ドル 90,000	78.94	油圧製品、システム製品の製造・販売
ユケン・インディア LTD.	千ルピー 130,000	44.62	油圧製品、システム製品、環境機械の製造・販売
油研工業(香港)有限公司	千香港ドル 5,000	100.0	油圧製品の販売
ユケン・ヨーロッパ LTD.	千ポンド 300	100.0	油圧製品の販売
油研液圧工業(張家港)有限公司	千人民元 101,468	100.0	油圧製品の製造・販売
韓国油研工業株式会社	百万ウォン 5,010	97.60	油圧製品、システム製品の販売
油研(上海)商貿有限公司	千人民元 8,184	100.0	油圧製品の販売
YUKEN SEA CO., LTD.	千パーツ 80,000	99.99	油圧製品の販売
油研(仏山)商貿有限公司	千人民元 23,000	100.0	油圧製品の販売
GROTEK ENTERPRISES PRIVATE LIMITED	千ルピー 50,100	44.62	鋳造品の製造・販売
(持分法適用関連会社)			
株式会社北陸油研	千円 30,000	42.13	油圧製品の販売

(注) ユケン・インディアLTD.およびGROTEK ENTERPRISES PRIVATE LIMITEDは、当社の出資比率44.62%ですが、実質的に支配しているため、子会社としております。

(10) 主要な事業内容

当社グループは、油圧製品、システム製品、環境機械の製造ならびに販売を主な事業の内容としております。

(11) 主要な営業所および工場

① 当社の主要な営業所および工場

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本社・相模事業所	神奈川県綾瀬市	東京支社	東京都港区
袋田工場	茨城県久慈郡	大阪支社	大阪府大阪市

② 主要な子会社の営業所および工場

会 社 名	名 称	所 在 地
株式会社ユケンサービス	本社	神奈川県綾瀬市
台湾油研股份有限公司	本社	台湾省台中市
ユケン・インディア LTD.	本社	INDIA Bengaluru
油研工業(香港)有限公司	本社	HONGKONG Kowloon
ユケン・ヨーロッパ LTD.	本社	ENGLAND Liverpool
油研液圧工業(張家港)有限公司	本社	中華人民共和国江蘇省
韓国油研工業株式会社	本社	大韓民国ソウル市
油研(上海)商貿有限公司	本社	中華人民共和国上海市
Y U K E N S E A C O . , L T D .	本社	THAILAND Bangkok
油研(仏山)商貿有限公司	本社	中華人民共和国広東省
GROTEK ENTERPRISES PRIVATE LIMITED	本社	INDIA Bengaluru

(12) 従業員の状況

従業員数 (前期末比増減)
1,398名 (146名増)

(注) 前連結会計年度末に比べ従業員数が146名増加しておりますが、主な理由は、連結子会社数が1社増加したことによるものであります。

(13) 主要な借入先の状況

借 入 先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	1,785百万円
株式会社三井住友銀行	1,017
株式会社三菱UFJ銀行	1,015
株式会社横浜銀行	952
第一生命保険株式会社	167

(14) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く事業環境および課題については、以下のとおり認識しております。

① 市場

油圧市場は海外大手競合の過剰生産や新興メーカの台頭により、競争、シェアの争奪戦が激化しております。また、大国の保護主義的な動きも顕在化しており、予断を許さない状況です。市場のすみ分けが新たな形に変遷していく中で、当社の強みを活かした新たな立ち位置を確立していく必要があります。顧客に寄り添い、丁寧にニーズを汲み取った提案型営業の実践や、中期経営計画Step1（2022年4月～2025年3月）で構築した製品供給力に基づく拡販とコスト削減による収益力向上、海外におけるニッチな市場へのハイエンド製品の拡販、汎用製品の生産体制最適化とコストダウンなど、地域、市場ごとにきめ細かい対応を図ってまいります。

② 技術

電気制御が進歩し、デジタル技術との融合製品が他社においても増加しており、省エネに対する取組みも一層加速しております。新たな技術が台頭してくる中、個性的な製品開発で当社の優位性を高めていく必要があります。特に、日本の工場は先端化を進め、より精密でエネルギー効率の高いソリューションの提供に努めるとともに、当社グループのヘッドクォーターとして人材投資も惜しまず行ってまいります。また、成長著しいインドにおいては、製品群を拡大し、他の地域では進出出来ていない分野にも挑戦してまいります。

③ 社会

E S G経営の実践により、事業を通じた社会的課題の解決が求められております。脱炭素社会に向けた対応の強化や環境投資の増加を図り、また社員がもっと働きやすい環境構築に努めてまいります。

当社グループは、中期経営計画Step 2（2025年4月～2028年3月）において「成長戦略を実践」していくことで、2028年3月期には「連結売上高370億円、営業利益30億円、経常利益30億円、ROE 8.0%以上」等を達成目標として掲げております。また、配当性向50%程度、総還元性向70%を目途に自己株式取得を実施するなど、株主還元にも努めております。長期ビジョンおよび中期経営計画については、当社ホームページに掲載しておりますので、ご高覧の程お願いいたします。

当社ウェブサイト>IR情報>経営方針>中期経営計画

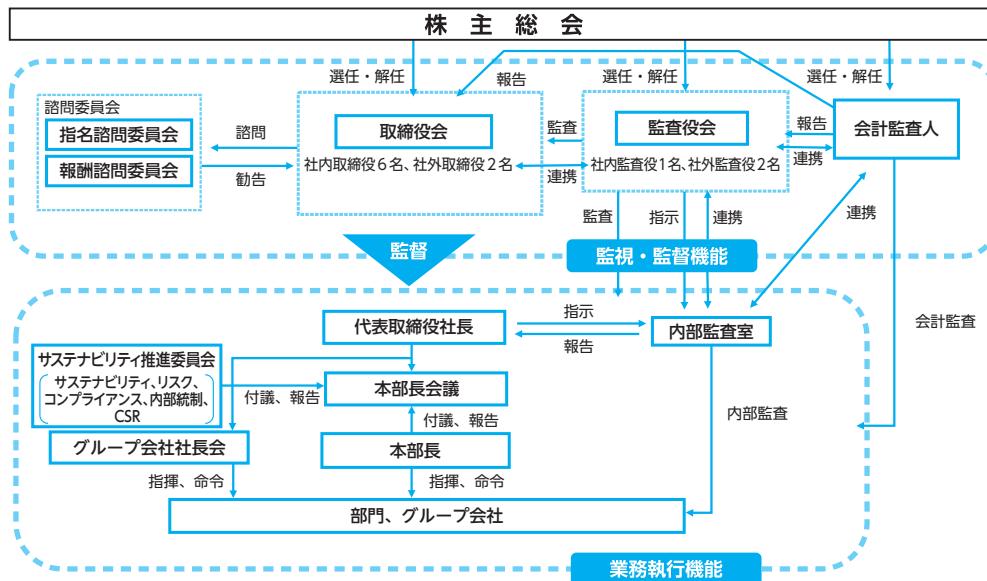
https://www.yuken.co.jp/management#management_plan

株主の皆様におかれましては、なにとぞよろしくご支援賜りますようお願い申し上げます。

(15) コーポレート・ガバナンス

当社は、監査役会設置会社であります。当社のコーポレート・ガバナンス体制は以下のとおりです。

① コーポレート・ガバナンス体制



② 取締役会および監査役

取締役会は、当社事業に精通した十分な数の社内取締役と、独立性の高い社外取締役を構成員としております。社外取締役は現在2名を選任しており、株主をはじめとしたステークホルダーの視点に立ち、当社の持続的成長と企業価値向上に資するかという観点から、適宜意見を述べております。

監査役は、株主の負託を受けた独立の機関として、業務および会計について監査しております。重要な会議への出席や会社業務の調査など、多面的で有効な監査活動を実施し、認識した事項について取締役や執行部門に問題提起や提言を行っています。

③ 取締役会の活動について

当社取締役会は、重要な意思決定機能と監督機能を有しており、監督機能においては社外取締役2名が、各々のバックグラウンドを活かして経営判断の妥当性についてチェックしております。また、取締役の業務執行についても社外の視点からのアドバイスを行うことで、より多面的かつ重層的な検討を行うことができしております。

当事業年度は、当社および当社グループ各社の事業環境や経営課題について闊達な意見交換を行い、特に中国市場変化に伴う戦略や投資案件、次期中期経営計画などについて議論し、意思決定を行いました。社外取締役および社外監査役からも忌憚のない意見や質問があり、外部の知見を十分に活かしながら、ガバナンスの観点も重視した実効性ある議事運営を行いました。

④ 取締役会の諮問機関およびサステナビリティ推進委員会

取締役会の諮問機関として、社外取締役が委員として参加する指名諮問委員会、報酬諮問委員会を設置しております。また、当社グループのサステナビリティ経営およびリスク対応の審議・決定機関としてサステナビリティ推進委員会を設置しております。各委員会の目的および委員は以下のとおりです。

	目 的	委員長（議長）および委員
指名諮問委員会	当社取締役の選任および解任に関する株主総会の議案の内容について、当該議案の前に検討し取締役会に勧告する。また、独立性基準の内容につき、取締役会に勧告する。	議 長：取締役社長 委 員：社外取締役2名
報酬諮問委員会	当社取締役の報酬等に関する方針および個人別の報酬等の内容について検討し、取締役会に勧告する。	議 長：取締役社長 委 員：社外取締役2名
サステナビリティ推進委員会	当社グループのサステナビリティ方針の決定と推進チームへの実行計画策定指示および進捗管理、ならびに事業に伴うリスクの抽出と対応をグループ各社、各部門に指示する。	委員長：取締役社長 委 員：取締役7名（社内5名、社外2名）、監査役3名（社内1名、社外2名）、内部監査室長、品質保証室長、経営企画室長、総務部長、委員長の指名する者

【ご参考】 取締役会の構成（スキル・マトリックス）

（2025年3月31日現在）

氏名	当社における 地位・担当	在任 年数	取締役会 出席状況	専門性						
				企業 経営	営業	製造・調達 ・生産技術	油圧システム 技術	研究開発・ 品質管理	財務・ 会計	国際 経験
永久秀治	代表取締役社長 指名諮問委員（議長） 報酬諮問委員（議長） サステナビリティ推進委員（委員長）	16年	100% (14回/14回)	○	○				○	○
萩野嘉夫	常務取締役 管理本部長 サステナビリティ推進委員 (リスク管理統括責任者)	8年	100% (14回/14回)	○	○				○	○
平山直志	常務取締役 国内事業本部長 サステナビリティ推進委員	8年	100% (14回/14回)	○	○		○			○
宮坂篤	常務取締役 グローバル事業本部長 サステナビリティ推進委員	6年	100% (14回/14回)	○	○			○		○
安木秀己	取締役 技術本部長 サステナビリティ推進委員	8年	86% (12回/14回)	○				○		
岡田忠則	取締役 生産本部長 サステナビリティ推進委員	2年	100% (14回/14回)	○		○		○		○
鈴木正明 社外取締役・独立役員	社外取締役 指名諮問委員 報酬諮問委員 サステナビリティ推進委員	6年	100% (14回/14回)						○	
田岡良夫 社外取締役・独立役員	社外取締役 指名諮問委員 報酬諮問委員 サステナビリティ推進委員	4年	100% (14回/14回)	○	○	○	○	○		○

⑤ サステナビリティ活動について

当社グループのサステナビリティ方針に記載の各サステナビリティ目標について、部門横断的な推進チームや、各委員会・プロジェクトでの活動、各部門業務で取り組んでまいりました。3年間の取り組み結果の概要は、以下のとおりです。

・全体総括

サステナビリティの取り組み状況は、業務計画のレビューやサステナビリティ推進委員会で確認し、適宜進捗状況を評価の上、必要な指示を実施してまいりました。「E」（環境）および「S」（社会）に関する各課題については、計画した施策の達成率は80～90%となり、概ね達成したものと考えております。一方、「G」（ガバナンス）に関する課題については、組織のグローバル化等で一部積み残し課題が発生したこともあり、施策の達成率は約60%となりました。2026年3月期以降も、積み残し課題の解決とグループ全体での更なる活動浸透に取り組んでまいります。

・省エネルギーとCO2排出量削減

日本国内を中心に、省エネ性能の高い機器への更新（変電設備、コンプレッサー、エアコン、LED照明等）や運用改善（配管エア漏れ改修、蒸気配管保温等）を実施したことにより、日本国内および台湾油研股份有限公司において、2022年3月期比で電力使用量をおおよそ10～20%程度削減いたしました。ユケン・インディアLTD.では業容拡大に伴い電力使用量が大幅に増加したことにより、グループ全体では約2%の削減となりました。CO2排出量においては、油研液圧工業（張家港）有限公司で2022年10月より太陽光発電を導入し約30%の削減となり、また日本国内で2025年3月期に非化石証書を購入したことから、グループ全体では2022年3月期比で約11%を削減（当社試算）し、「CO2排出量10%削減」とした数値目標を達成いたしました。

・各拠点間の人材交流拡大

グループ経営基盤構築のため、グループ間の人材交流の活発化に努めてまいりました。日本からの出向者を海外に派遣するとともに、海外からの研修受け入れを積極的に行い、グループ全体の技術力向上を推進いたしました。成長著しいユケン・インディアLTD.には特に人的支援を強化し、「各拠点間の人材交流20%増」とした数値目標に対しては、2020年3月期比^(※)で48%増となり達成いたしました。

(※) 2021年3月期および2022年3月期は、コロナ禍により交流が少なかったため、2020年3月期と比較

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 9,600,000株
- (2) 発行済株式の総数 3,790,897株
(自己株式719,779株を除く)
- (3) 株主数 6,635名 (前期末比735名増)
- (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	持株比率
油 研 協 力 会 持 株 会	214千株	5.66%
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	185	4.89
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	170	4.49
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	165	4.36
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	164	4.34
DEUTSCHE BANK AG FRANKFURT CC CLT OMNI 5000000	135	3.56
油 研 販 売 店 持 株 会	130	3.43
酒 井 重 工 業 株 式 会 社	82	2.17
油 研 工 業 従 業 員 持 株 会	42	1.11
新 東 工 業 株 式 会 社	35	0.92

(注) 持株比率は、自己株式 (719,779株) を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、株主還元策の強化によるバリュエーションの改善を目的として、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議し、当事業年度において以下のとおり自己株式の取得を行いました。

- ① 2024年5月15日取締役会決議に基づく取得
- 取得期間 2024年5月16日から2024年10月31日
- 取得株数 64,300株
- 取得金額 149,775,800円
- 取得方法 東京証券取引所における市場買付
- ② 2025年1月16日取締役会決議に基づく取得
- 取得日 2025年1月17日
- 取得株数 30,000株
- 取得金額 77,040,000円
- 取得方法 東京証券取引所の自己株式立会外買付取引 (T o S T N e T - 3)

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

(2025年3月31日現在)

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
永久秀治	取締役社長（代表取締役） 指名諮問委員（議長） 報酬諮問委員（議長） サステナビリティ推進委員（委員長）	
萩野嘉夫	常務取締役（管理本部長） サステナビリティ推進委員（リスク管理統括責任者）	
平山直志	常務取締役（国内事業本部長） サステナビリティ推進委員	
宮坂篤	常務取締役（グローバル事業本部長） サステナビリティ推進委員	油研工業（香港）有限公司 董事長 ユケン・ヨーロッパ LTD. CHAIRMAN 油研（上海）商貿有限公司 董事長 油研（仏山）商貿有限公司 董事長
安木秀己	取締役（技術本部長） サステナビリティ推進委員	
岡田忠則	取締役（生産本部長） サステナビリティ推進委員	台湾油研股份有限公司 董事長 ユケン・インディア LTD. CHAIRMAN 油研液圧工業（張家港）有限公司 董事長
鈴木正明	社外取締役 指名諮問委員 報酬諮問委員 サステナビリティ推進委員	公認会計士・税理士鈴木正明事務所代表 株式会社マーベラス 非常勤監査役 JESCOホールディングス株式会社 非常勤監査役
田岡良夫	社外取締役 指名諮問委員 報酬諮問委員 サステナビリティ推進委員	株式会社セラオン 取締役会長（非常勤）
市川傑士	常勤監査役 サステナビリティ推進委員	
小田島晴夫	常勤監査役（社外） サステナビリティ推進委員	
高島雅博	社外監査役 サステナビリティ推進委員	第一生命テクノクロス株式会社 常勤監査役

- (注) 1. 取締役鈴木正明氏、田岡良夫氏、監査役小田島晴夫氏および高島雅博氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
2. 監査役小田島晴夫氏は、金融機関における長年の経験と他社取締役としての経験および見識を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および監査役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

(3) 取締役および監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」という）を、社外取締役および取締役社長を構成員とする報酬諮問委員会での検討および同委員会からの勧告を踏まえ、取締役会決議により定めております。当社の取締役の報酬等は、優秀な人材の確保、業績向上のインセンティブの観点から、それぞれの職責に見合った報酬の体系、水準としており、その妥当性を常に検証することとしております。取締役の報酬等は固定性の強い月例報酬と、会社業績に連動した決算賞与により構成しており、役位に応じた報酬額の一部を役員持株会に拠出することとしております。なお、社外取締役の報酬等は、業績連動型の要素が含まれない定額報酬として、予め定められた固定給を支給することとしております。個人別の報酬等の内容は、決定に先立ち、先の報酬諮問委員会が決定方針に照らし審議し、取締役会に勧告しております。従って、取締役会としては同委員会からの勧告内容を尊重し、当該内容が基本方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2015年6月25日開催の第71回定時株主総会において年額2億円以内（うち、社外取締役年額3千万円以内）と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち、社外取締役は1名）です。

監査役の金銭報酬の額は、2006年6月29日開催の第62回定時株主総会において年額5千万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、「役員報酬規定」に基づき、取締役社長永久秀治が個人別の報酬額の具体的内容の決定の権限について委任を受けており、株主総会で決議された取締役報酬限度額の範囲内における、当該規定に基づく取締役各人別の月例報酬および決算賞与額を決定しております。これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の業績評価を行うのは取締役社長が最も適しているからであります。取締役会は当該権限が取締役社長によって適切に行使できるよう、事前に報酬諮問委員会での検討、勧告を得ております。

④ 取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)		対象となる役員 の人数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	157,618 (16,080)	120,850 (16,080)	36,768 (-)	8 (2)
監査役 (うち社外監査役)	34,430 (20,570)	27,120 (16,200)	7,310 (4,370)	3 (2)

(注) 1. 業績連動報酬等として取締役および監査役（社外取締役を除く）に対して決算賞与を支給しています。当社は、経常利益が当社の総合的な事業収益力、企業価値の成長率を評価する基準として適切であると考えられることから、経常利益を決算賞与に係る指標としております。当事業年度の当社の経常利益は11億8千5百万円であり、決算賞与は経常利益と当社グループの経営状況、従業員の賞与水準を総合的に勘案して決定しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

- ・社外取締役鈴木正明氏は、公認会計士・税理士鈴木正明事務所を運営しており、また株式会社マーベラスおよびJESCOホールディングス株式会社の非常勤監査役ですが、当社と兼職先の間には重要な関係はありません。
- ・社外取締役田岡良夫氏は、株式会社セラオン取締役会長（非常勤）ですが、当社と兼職先の間には重要な関係はありません。
- ・社外監査役高島雅博氏は、第一生命テクノクロス株式会社の常勤監査役ですが、当社と兼職先の間には重要な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	鈴木 正明	当事業年度に開催された取締役会には14回全てに出席し、主に公認会計士、税理士として培ってきた豊富な経験・見地から、適宜発言を行っております。
社外取締役	田岡 良夫	当事業年度に開催された取締役会には14回全てに出席し、経営者としての豊富な経験・見地から、適宜質問し、発言を行っております。
社外監査役	小田島 晴夫	当事業年度に開催された取締役会には14回中13回に、また監査役会には16回中15回に出席し、疑問点等明らかにするために適宜質問し、豊富な経験・見地から意見を述べております。
社外監査役	高島 雅博	当事業年度に開催された取締役会には14回中13回に、また監査役会には16回中15回に出席し、独立した立場から適宜質問し、豊富な経験・見地から意見を述べております。

③ 社外取締役が期待される役割に関して行った職務の概要

- ・社外取締役鈴木正明氏は、公認会計士・税理士であり、他社監査役の経験も豊富に有していることから、高い専門性と見識を活かした実効性ある監督機能が期待されました。当事業年度において同氏は、外部者の独立した視点に基づき取締役会における議論に参加し、会計の専門家としての観点や他社監査役としての経験に基づく質問や重要な指摘、助言を行うことで経営の透明性と健全性の向上に寄与し、その期待される役割を十分に果たしました。
- ・社外取締役田岡良夫氏は、経営者としての豊富な経験と油圧業界における深い見識および経験を有しており、独立した立場からの実効性ある監督機能と助言が期待されました。当事業年度において同氏は、自身の知見を活かした有益な助言と指摘を行いながら、客観的な立場で当社経営の監督を行いました。また、経営者としての深い見識に基づき社外の視点からの要望やアドバイスを行うことで取締役会の議論を活性化させ、その期待される役割を十分に果たしました。

4. 役員等賠償責任保険に関する事項

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社グループ（ユケン・インディアLTD. およびGROTEK ENTERPRISES PRIVATE LIMITEDを除く）の取締役、監査役、執行役員および管理職従業員等であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用および損害賠償金等が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称
あおい監査法人

(2) 当事業年度にかかる会計監査人としての報酬等の額および監査役会が同意をした理由
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 30,000千円
当社およびその子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他 30,000千円
の財産上の利益の合計額

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査を受けております。

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積算出根拠が適切であると判断し、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容
該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合、または会社法、公認会計士法等の法令違反による懲戒処分や監督官庁からの処分を受け、当社の会計監査人であることにつき当社にとって重大な支障があると判断した場合、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、総合的能力等の具体的要素を列挙した当社会計監査人の評価および選定基準に照らした監査役会評価により、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査役会は会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

6. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制および運用状況

① 取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、企業憲章である「経営の信条」の精神に基づき、取締役および従業員が法令・定款および社会規範を遵守した行動を取るための「行動規範」を定めるとともに、コンプライアンスに係る規程を整備しております。コンプライアンスの取り組み状況は、サステナビリティ推進委員会でグループ横断的に統括管理し、適宜必要な対応を指示しております。内部監査室は、内部監査において確認したコンプライアンスの遵守状況を、取締役会に報告しております。さらに、法令上、疑義のある行為等について、当社グループの役員・従業員等が直接情報提供を行う手段としての内部通報窓口を開設しております。

(当該体制の運用状況)

- ・サステナビリティ推進委員会を2回開催し、コンプライアンスを含むグループ全体のリスクへの対応状況の把握を行いました。また、内部監査室はコンプライアンスの遵守状況を取締役に報告いたしました。
- ・インサイダー取引防止規定を改定し、自社株売買手続きをより厳格化するとともに、多言語化を行いグループ各社に周知徹底いたしました。
- ・コンプライアンスに関するeラーニングを実施するなど、必要な教育を継続することで、遵法精神や多様性の意識の醸成に努めております。
- ・内部監査室長は、サステナビリティ推進委員会において、内部通報の実施状況を報告いたしました。
- ・決裁権限表や人事関連規程等、法改正や実務上の改善のため、各種規程の改定および策定を行いました。

② 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

「経営文書管理規定」に従い、取締役の職務執行に係る文書は、文書または電磁的媒体に記録し、保存しております。

(当該体制の運用状況)

- ・取締役会の議事録および資料は、セキュリティの確保された場所で適切に保管しており、必要なバックアップを保存しております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

財務、法務、環境、災害、品質、情報セキュリティ等事業活動に係るリスクについて、それぞれの領域ごとの担当部門を定めるとともに、サステナビリティ推進委員会を開催し、事業活動に伴うリスクの抽出および評価を行い、重要と判断されたリスクについては部門横断的に全社で対応し、対応状況を定期的にチェックすることとしております。また、各部門においても部門業務計画にリスク対応を反映させ、計画的に実施する体制を整えております。

(当該体制の運用状況)

- ・各部門におけるリスクの対応状況については、経営企画室が四半期ごとに実施した部門業務計画の進捗レビューの中で確認しました。また、リスク管理統括責任者である取締役1名も連携して実施状況を把握し、必要な指示を行いました。
- ・サステナビリティ推進委員会を2回（9月および2月）開催し、当社グループとして把握しているリスクへの全社的な対応状況を把握するとともに、次年度に対応すべきリスクを抽出し、対応方法や対応部門を定めました。

④ 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、取締役と従業員が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図るとともに、この目標に基づく年度経営計画を策定しております。各本部を担当する取締役は、年度経営計画に基づき各本部が実施すべき具体的な実行計画を策定し、取締役会は各本部の実行計画の実施状況を把握するために実績をレビューしております。目標未達事項がある場合は、担当の取締役にその改善策を報告させ、必要に応じて目標を修正することとしております。

(当該体制の運用状況)

- ・各本部の年度計画は、各部の業務計画に落とし込まれており、その進捗状況は四半期ごとに経営企画室により確認され、半期ごとに取締役会へ報告いたしました。
- ・社長および本部長を兼務している各取締役ならびに常勤監査役が出席する本部長会議を原則として1週間に1回開催し、業務遂行上の重要課題を審議するとともに、営業・生産等の報告を適時行い、経営判断の迅速化と問題共有に努めました。

⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社およびグループ各社に共通のリスク管理体制に係る「行動規範」を定め、グループの取締役および従業員の遵法意識の醸成を図っております。

また、当社およびグループ各社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制を整備しております。

(当該体制の運用状況)

- ・グループ会社においては、当社取締役が各社において1名以上役員を兼務しており、さらに当社経営企画室が定期的にグループ会社の経営状況や経営上重要な課題等を把握し、適宜支援、指導しました。
- ・取締役および監査役が出席するグループ会社の経営状況および経営課題を報告・審議するグループ会社社長会を12月決算会社、3月決算会社ともに2回ずつ開催し、業務報告および意見交換を行うことで、グループ全体として課題の共有、解決を図りました。

⑥ 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

監査役は内部監査室員に監査業務に必要な事項を調査させることができるものとしております。

(当該体制の運用状況)

- ・該当事項はありません。

⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役から監査業務に必要な命令を受けた内部監査室員は、その命令に関して取締役、内部監査室長等の指揮命令を受けないものとしております。

(当該体制の運用状況)

- ・該当事項はありません。

⑧ 当社および子会社の取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社およびグループ各社の取締役および従業員は当社の監査役に対して、取締役会で決議された事項、会社に著しい損害をおよぼす恐れのある事項、毎月の経営状況としての重要な事項、重大な法令・定款違反および通報・相談窓口への通報状況およびその内容を報告することとしております。また、監査役に報告した者がその報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保しております。

(当該体制の運用状況)

- ・監査役は取締役会や本部長会議、サステナビリティ推進委員会、グループ会社社長会等の重要会議に参加することで、経営上の重要事項に関する情報および職務の遂行状況を確認し、内部統制に係る監査（往査、リモート）においても、重大な法令・定款違反が発生していないことを確認しました。
- ・監査役への報告により、不利な取り扱いを受けた取締役および従業員はおりません。

- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役会と代表取締役社長、監査役と社外取締役、監査役と監査法人および監査役と内部監査室との間では定期的な意見交換会を実施しております。
監査役がその職務の執行につき、費用の前払い等を請求したときは、請求にかかる費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、これを拒むことができないこととしております。

(当該体制の運用状況)

- ・ 監査役会は代表取締役社長と会合の場を設け、経営課題に関する情報交換を行いました。また、監査役は内部監査室と1か月に1回連絡会議を開催し、監査に関する情報等の連携を図り、社外取締役とも連携を保つために3回定期会合他をもち、情報交換を行いました。さらに、会計監査人とは5回の定期的なコミュニケーションとその他の機会ですらで会計に係る情報交換をしております。
- ・ 監査役の職務に必要な費用について、監査役からの請求に従い速やかに処理しました。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容

上場会社である当社の株式は株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模買付提案又はこれに類似する行為があった場合においても、一概に否定するものではなく、最終的には株主の皆様の自由な意思により判断されるべきであると考えます。

しかしながら、株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の株主や取締役会が買付行為や買付提案の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提示するための合理的に必要な十分な時間や情報を提供することのないもの等買収の対象とされた会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、上記の例を含め、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模な買付行為又は買付提案を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると判断し、法令および当社定款によって許容される範囲で必要かつ相当な措置を講じることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

② 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社では、多数の株主および投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして、以下の施策を実施しております。これらの取組みは、上記①の基本方針の実現に資するものと考えております。

1) 企業価値向上への取組み

当社は2030年までの長期ビジョンを策定し、3年ごとの3ステップに分け、ステップごとの到達目標を定めて取り組んでおります。Step1として2023年3月期を初年度とする3年間の中期経営計画を策定し、「ありたき姿への基盤作り」としてグローバルサプライチェーンの構築や、成長著しいインドグループ会社への積極的な投資、次世代型主力製品の開発などに取り組んでまいりました。2026年3月期からは、Step2として新たな3年間の中期経営計画をスタートさせ、Step1で構築した基盤を活かした成長戦略を実践することで、「真のグローバル企業への進化」という新たな成長につなげ、企業価値と株主共同の利益の確保、向上を実現してまいります。また、最終年度である2028年3月期には、連結売上高370億円、経常利益、営業利益ともに30億円、ROE8.0%といった数値目標の達成を目指しております。

「長期ビジョン&中期経営計画」および「サステナビリティ方針」については、当社ホームページに掲載しておりますのでご参照下さい。

当社ウェブサイト>IR情報>経営方針>中期経営計画

https://www.yuken.co.jp/management#management_plan

当社ウェブサイト>IR情報>サステナビリティ>環境への取組み

<https://www.yuken.co.jp/sustainability>

2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営理念である「経営の信条」を礎に、常に最良のコーポレート・ガバナンスを追求し、その充実に継続的に取り組んでまいります。当社は、当社の持続的な成長および長期的な企業価値の向上を図る観点から、意思決定の透明性・公平性を確保するとともに、保有する経営資源を十分に活用し、迅速・果敢な意思決定により経営の活力を増大させることがコーポレート・ガバナンスの要諦であると考え、その充実に取り組んでまいります。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針が支配されることを防止するための取組み

当社は、当社株式に対する大規模な買付等が行われた場合でも、その目的等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、当社の財務及び事業の方針の決定を支配するものとして不適切であると考えるものではありません。また、支配権の移転を伴う買収提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主の皆様の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大規模な買付等の中には、その目的等から見て買収の対象とされた会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

そこで、当社取締役会は、1) 事前に大規模買付者が取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、2) 取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、という概要の大規模買付行為への対応策（以下「本買収防衛策」といいます）を

2007年3月8日の取締役会において決議し、2007年6月28日開催の当社第63回定時株主総会において、導入が決議されました。

以降、3年ごとに定時株主総会で継続が決議されており、直近では2022年6月24日開催の第78回定時株主総会で株主の皆様にご承認をいただいております。

また、本買収防衛策は、その合理性・公正性を担保するための独立委員会の設置や、大規模買付者に提供を求める必要情報の内容について一部見直しを行うなど、社会、経済情勢の変化や、買収防衛策をめぐる諸々の動向等を踏まえ、より実効性を高めるための変更を随時行っております。

- ④ 本買収防衛策が株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

本買収防衛策は、当社株式等に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されたものであります。

さらに、本買収防衛策は、大規模買付行為が大規模買付時における情報提供等に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます）を遵守していない、あるいは大規模買付ルールを遵守していても株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらす買収である場合や株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある買収である場合など、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

- (3) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその状況

当社は、行動規範において、当社の役職員等は社会の健全な発展に障害となる反社会的な勢力に対しては、毅然とした態度で臨むこととしております。対応部門は総務部門としておりますが、同部署に一任せず、全社で対応することとしております。また、神奈川県企業防衛対策協議会に加盟し、同協議会にて開催される会合において反社会的勢力に関する情報を収集するとともに、同協議会の研修に参加し、反社会的勢力への対応方法等の習得に努める一方、所轄警察署の担当者および顧問弁護士とも随時情報交換を行い、反社会的勢力から不当な要求があった場合の対応について適切な助言を得ております。

役職員には、行動規範の社内周知・教育に伴い、反社会的勢力排除に関する考え方等の周知を行っております。

(注) 事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
流動資産	29,495,220	流動負債	12,715,803
現金及び預金	6,508,567	支払手形及び買掛金	4,446,685
受取手形及び売掛金	11,867,805	短期借入金	4,458,859
棚卸資産	9,874,592	1年以内返済予定の長期借入金	445,012
前払費用	150,253	リース債務	52,485
未収入金	308,841	未払金	627,073
その他の流動資産	865,716	未払法人税等	414,933
貸倒引当金	△ 80,556	未払費用	1,037,497
固定資産	16,726,841	預り金	314,697
有形固定資産	11,193,029	賞与引当金	544,459
建物及び構築物	3,226,519	その他の流動負債	374,099
機械装置及び運搬具	5,306,113	固定負債	5,986,620
工具、器具及び備品	739,036	長期借入金	2,130,390
土地	1,357,046	リース債務	138,434
リース資産	177,827	退職給付に係る負債	3,514,386
建設仮勘定	386,487	資産除去債務	81,252
無形固定資産	184,812	その他の固定負債	122,156
リース資産	15,697	負債合計	18,702,423
ソフトウェア	137,666	純資産の部	
その他の無形固定資産	31,448	株主資本	19,116,100
投資その他の資産	5,348,998	資本金	4,109,101
投資有価証券	3,613,639	資本剰余金	3,373,357
差入保証金	40,960	利益剰余金	13,331,505
敷金	155,971	自己株式	△ 1,697,864
事業保険	439,869	その他の包括利益累計額	4,680,559
破産更生債権等	50	その他有価証券評価差額金	1,701,777
繰延税金資産	1,026,797	為替換算調整勘定	2,696,361
その他の投資その他の資産	71,710	退職給付に係る調整累計額	282,420
		非支配株主持分	3,722,977
		純資産合計	27,519,637
資産合計	46,222,061	負債及び純資産合計	46,222,061

連結損益計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		33,496,199
売上原価		24,620,132
売上総利益		8,876,067
販売費及び一般管理費		6,955,240
営業利益		1,920,827
営業外収益		
受取利息及び配当金	190,171	
持分法による投資利益	23,370	
為替差益	7,575	
その他の営業外収益	148,639	369,756
営業外費用		
支払利息	242,452	
棚卸資産処分損	44,230	
その他の営業外費用	80,832	367,514
経常利益		1,923,069
特別利益		
固定資産売却益	1,633	
投資有価証券売却益	86,039	87,672
特別損失		
固定資産売却損	5,432	5,432
税金等調整前当期純利益		2,005,310
法人税、住民税及び事業税	655,421	
法人税等調整額	△ 160,808	494,613
当期純利益		1,510,696
非支配株主に帰属する当期純利益		261,581
親会社株主に帰属する当期純利益		1,249,115

連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

残高及び変動事由	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	4,109,101	3,378,446	12,454,159	△1,469,735	18,471,971
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△ 408,001		△ 408,001
親会社株主に帰属する当期純利益			1,249,115		1,249,115
自己株式の取得				△ 228,128	△ 228,128
連結子会社に対する持分変動に伴う資本剰余金の増減		△ 5,089			△ 5,089
連結範囲の変動			36,232		36,232
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					—
当 期 変 動 額 合 計	—	△ 5,089	877,346	△ 228,128	644,128
当 期 末 残 高	4,109,101	3,373,357	13,331,505	△ 1,697,864	19,116,100

(単位：千円)

残高及び変動事由	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当 期 首 残 高	1,546,862	2,038,241	226,904	3,812,009	3,550,386	25,834,367
当 期 変 動 額						
剰余金の配当				—		△ 408,001
親会社株主に帰属する当期純利益				—		1,249,115
自己株式の取得				—		△ 228,128
連結子会社に対する持分変動に伴う資本剰余金の増減				—		△ 5,089
連結範囲の変動				—		36,232
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	154,914	658,119	55,515	868,550	172,591	1,041,141
当 期 変 動 額 合 計	154,914	658,119	55,515	868,550	172,591	1,685,269
当 期 末 残 高	1,701,777	2,696,361	282,420	4,680,559	3,722,977	27,519,637

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 11社

主要な連結子会社名

株式会社ユケンサービス、台湾油研股份有限公司、ユケン・インディアLTD.、油研工業（香港）有限公司、ユケン・ヨーロッパLTD.、油研液圧工業（張家港）有限公司、韓国油研工業株式会社、油研（上海）商貿有限公司、YUKEN SEA CO.,LTD.、油研（仏山）商貿有限公司、GROTEK ENTERPRISES PRIVATE LIMITED

連結子会社であるユケン・インディアLTD.の子会社であり、前連結会計年度まで非連結子会社であったGROTEK ENTERPRISES PRIVATE LIMITEDについては、重要性が増したことにより当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

(2) 主要な非連結子会社名

主要な非連結子会社はありません。

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社数

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用した関連会社数 1社

会社等の名称

株式会社北陸油研

(3) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称

主要な非連結子会社及び主要な関連会社はありません。

持分法を適用しない理由

持分法を適用していない会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、台湾油研股份有限公司、油研工業（香港）有限公司、油研液圧工業（張家港）有限公司、韓国油研工業株式会社、油研（上海）商貿有限公司、YUKEN SEA CO.,LTD.及び油研（仏山）商貿有限公司の決算日は、12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……主として移動平均法による原価法

② 棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

製品・商品・仕掛品……総平均法（但し、受注生産品は個別法）

原材料……総平均法（但し、購入品は最終仕入原価法）

貯蔵品……最終仕入原価法

③ デリバティブ……時価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産……定額法を採用しております。

（リース資産を除く） なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 15～35年

機械装置及び運搬具 4～12年

② 無形固定資産……定額法を採用しております。

（リース資産を除く） なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産……所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金……債権の貸倒損失に備えるため、連結会社間の債権債務消去後の一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金……従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ② 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することとしております。
- ③ 小規模企業等における簡便法の採用
一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、油圧機器（油圧製品、システム製品、環境機械）の製造販売を主な事業の内容としております。

当社グループの主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

油圧機器の製造販売は、顧客との契約に基づくものであり、個々の製品単位で履行義務を識別しております。

国内顧客への販売における油圧機器の引き渡しについては、検収時点において充足される履行義務と判断し、当該時点で収益を認識しております。ただし、油圧製品及びシステム製品については、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため出荷時に収益を認識しております。

海外顧客への販売における油圧機器の引き渡しについては、船積み時点において充足される履行義務と判断し、当該時点で収益を認識しております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、各社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

時価評価されているヘッジ手段に係る損益又は評価差額を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで資産又は負債として繰り延べる方法によっております。

なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

変動金利の借入金、外貨建金銭債権をヘッジ対象とし、金利スワップ及び金利フロアー取引、通貨オプション取引等をヘッジ手段として用いております。

③ ヘッジ方針

ヘッジ取引は実需に基づいたリスクのみを対象とし、投機的な手段として行っておりません。

④ ヘッジ有効性評価の方法

原則としてヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の当該累計とを比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

(8) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

該当事項はありません。

2. 会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。）及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。）を当連結会計年度の期首から適用しております。

なお、当該会計方針の変更が連結計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、以下のとおりです。

固定資産の減損

当社グループのグルーピングの方法は、油圧製品部門、システム製品部門、環境機械部門の事業部門別、又は拠点別を基本にしており、また将来の使用が見込まれていない遊休資産については個々の物件単位でグルーピングをしております。

減損の兆候がある資産グループについては、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローがこれらの帳簿価額を下回る場合に減損損失を認識しております。

割引前将来キャッシュ・フローの見積りは経営計画を基礎としており、経営計画は経営陣により承認され、当該経営計画では、連結・個別共に営業利益計上の計画となっております。

資産又は資産グループが使用されている範囲又は方法について、その回収可能価額を著しく低下させる変化は見込みも含めて生じておらず、経営環境の著しい悪化や、資産又は資産グループの市場価格の著しい下落はありません。

資産又は資産グループに減損が生じている可能性を示す事象がある場合には、当該資産又は資産グループについて、減損損失を認識するかどうかの判定を行います。そのような事象である減損の兆候はないものと判断しております。

ただし、当社グループをとりまく競争環境や為替の変動等の将来の不確実な経済条件の変動の結果によって影響を受ける可能性があり、資産又は資産グループが使用されている営業活動から生じる損益又はキャッシュ・フローが継続してマイナスとなるか、あるいは、継続してマイナスとなる見込みとなることや、資産又は資産グループの使用範囲・使用方法の変化、経営環境の著しい悪化、資産又は資産グループの市場価格の著しい下落が見られることによって減損の兆候があると判断された場合には、翌連結会計年度以降、減損損失の認識を行うかどうかの判定が行われることにより固定資産の減損処理が必要となる可能性があります。

なお、当連結会計年度末において、有形固定資産11,193,029千円、無形固定資産184,812千円、合計11,377,842千円を連結貸借対照表に計上しております。

4. 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産

建物及び構築物 336,919千円

土地 571,209 //

計 908,129千円

担保に係る債務

短期借入金 316,800千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 20,940,226千円

3. 保証債務

下記の会社の金融機関からの借入金について、債務保証を行っております。

CORETEC ENGINEERING INDIA PRIVATE LIMITED 83,776千円

KOLBEN HYDRAULICS LIMITED 35,200 //

計 118,976千円

4. 顧客との契約から生じた債権の残高は、それぞれ以下のとおりです。

受取手形 3,814,994千円

売掛金 8,052,810 //

5. 流動負債「その他」のうち、契約負債の残高は、75,894千円です。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	4,510,676	—	—	4,510,676

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通株式	408,001	105.00	2024年3月31日	2024年6月28日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議 予 定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
2025年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	568,634	150.00	2025年3月31日	2025年6月27日

6. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に油圧機器の製造販売事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されていますが、外貨建ての営業債務をネットしたポジションの一部について先物為替予約及び通貨オプション取引を利用してヘッジしております。投資有価証券は、主に取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。また、その一部には、原料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されていますが、恒常的に同じ外貨建ての売掛金残高の範囲内にあります。借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で6年後であります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されていますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引、通貨オプション取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」に記載されている「重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権について、営業管理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の債権管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表わされております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社及び一部の連結子会社は、外貨建ての営業債権債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、その一部を先物為替予約及び通貨オプション取引を利用してヘッジしております。また、当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引については、取引権限や限度額等を定めたデリバティブ取引管理規程に基づき経理部が取引を行い、経理部において記帳及び契約先と残高照合等を行っております。月次の取引実績は、経理部所管の役員及び取締役会に報告しております。連結子会社についても、当社のデリバティブ取引管理規程に準じて、管理を行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経理部が適時に資金繰計画を作成・更新することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(5) 信用リスクの集中

当期の連結決算日現在における営業債権のうち、特定の大口顧客に対するものはありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（注2）を参照下さい。また、「現金及び預金」「受取手形及び売掛金」「支払手形及び買掛金」「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
○有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	2,780,473	2,780,473	—
資産計	2,780,473	2,780,473	—
○長期借入金 (1年以内返済予定を含む)	2,575,402	2,488,214	△87,188
負債計	2,575,402	2,488,214	△87,188
デリバティブ取引	—	—	—

(注1) 有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 有価証券及び投資有価証券

保有目的ごとの有価証券に関する注記事項は以下のとおりであります。

- ① その他有価証券の当連結会計年度中の売却額は240,165千円であり、売却益の合計額は86,039千円、売却損はありません。また、その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	種 類	取得原価又は 償 却 原 価	連結貸借対照表 計 上 額	差 額
連結貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	(1) 株式	540,542	2,653,445	2,112,902
	(2) 債券			
	国債・地方債等	—	—	—
	社債	—	—	—
	(3) その他	5,008	13,650	8,641
	小 計	545,551	2,667,095	2,121,543
連結貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券			
	国債・地方債等	20,000	19,618	△ 382
	社債	99,370	93,760	△ 5,610
	(3) その他	—	—	—
	小 計	119,370	113,378	△ 5,992
合 計		664,921	2,780,473	2,115,551

- ② 当連結会計年度中において保有目的が変更となった株式該当事項はありません。

(2) デリバティブ取引

- ① ヘッジ会計が適用されていないもの

該当事項はありません。

- ② ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

金利関連

(単位：千円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時 価
				うち1年超	
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	1,500,000	1,500,000	(※)

(※) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注2) 市場価格のない株式等

(単位：千円)

区 分	連結貸借対照表 計 上 額
非上場株式	833,166

これらについては、「その他有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年内	1年超 5年内	5年超 10年内	10年超
受取手形	3,814,994	—	—	—
売掛金	8,052,810	—	—	—
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	—	119,370	—	—
合 計	11,867,805	119,370	—	—

(注4) 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年内	1年超 2年内	2年超 3年内	3年超 4年内	4年超 5年内	5年超
長期借入金	445,012	259,840	1,713,149	105,800	43,200	8,400
リース債務	52,485	44,963	39,015	35,459	15,373	3,622
合 計	497,497	304,803	1,752,165	141,259	58,573	12,022

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	2,653,445	—	—	2,653,445
国債・地方債等	—	19,618	—	19,618
社債	—	93,760	—	93,760
その他	—	13,650	—	13,650
資 産 計	2,653,445	127,028	—	2,780,473
負 債	—	—	—	—

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
資 産	—	—	—	—
長期借入金 (1年以内返済予定を含む)	—	2,488,214	—	2,488,214
負 債 計	—	2,488,214	—	2,488,214

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明
有価証券及び投資有価証券

上場株式、国債、地方債及び社債は相場価格を用いて評価しております。上場株式及び国債は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している地方債及び社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 賃貸等不動産に関する注記

重要性が乏しいため記載を省略しております。

8. 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	所在地別セグメント				調整額 (注)	連結計算 書類計上額
	日本	アジア	ヨーロッパ	計		
売上高						
顧客との契約から 生じる収益	14,074,572	18,851,402	570,224	33,496,199	—	33,496,199
外部顧客への売上高	14,074,572	18,851,402	570,224	33,496,199	—	33,496,199
セグメント間の内部 売上高又は振替高	2,459,978	1,174,365	—	3,634,343	△3,634,343	—
計	16,534,550	20,025,768	570,224	37,130,543	△3,634,343	33,496,199

(注) 調整額の主なものは、セグメント間取引消去であります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	
受取手形	4,065,148
売掛金	7,056,465
	11,121,614
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	
受取手形	3,814,994
売掛金	8,052,810
	11,867,805
契約資産 (期首残高)	—
契約資産 (期末残高)	—
契約負債 (期首残高)	204,437
契約負債 (期末残高)	75,894

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。なお、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	6,277円32銭
1株当たり当期純利益	325円87銭

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

10. 重要な後発事象に関する注記

当社は、2025年5月15日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得することを決議いたしました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

株主還元策の強化によるバリュエーションの改善

(2) 取得に係る事項の内容

① 取得する株式の種類	普通株式
② 取得する株式の数	125,000株 (上限)
③ 株式取得価額の総額	250,000千円 (上限)
④ 自己株式取得の期間	2025年5月16日から2025年10月31日まで
⑤ 取得方法	東京証券取引所における市場買付

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
流動資産	14,409,779	流動負債	7,946,608
現金及び預金	1,931,882	支払手形	279,021
受取手形及び売掛金	6,943,295	買掛金	2,656,969
商品及び製品	2,065,893	短期借入金	3,210,000
仕掛品	755,276	1年以内返済予定の長期借入金	293,200
原材料及び貯蔵品	2,025,617	未払金	316,396
前払費用	40,409	未払法人税等	184,743
短期貸付金	315,312	リース債務	32,313
未収入金	318,702	未払費用	144,125
その他の流動資産	13,390	預り金	180,555
固定資産	14,636,228	賞与引当金	394,300
有形固定資産	4,178,480	その他の流動負債	254,983
建物及び構築物	1,029,117	固定負債	5,884,137
機械及び装置	2,277,011	長期借入金	2,021,200
車輛運搬具	6,901	リース債務	109,704
工具、器具及び備品	209,404	退職給付引当金	3,671,980
土地	428,820	その他の固定負債	81,252
リース資産	133,027	負債合計	13,830,746
建設仮勘定	94,197	純資産の部	
無形固定資産	80,847	株主資本	13,513,484
ソフトウェア	53,013	資本金	4,109,101
リース資産	8,916	資本剰余金	3,853,007
その他の無形固定資産	18,916	資本準備金	1,030,000
投資その他の資産	10,376,900	その他資本剰余金	2,823,007
投資有価証券	2,801,102	利益剰余金	7,249,239
関係会社株式	5,961,984	その他利益剰余金	7,249,239
差入保証金	17,850	繰越利益剰余金	7,249,239
事業保険	439,869	自己株式	△ 1,697,864
破産更生債権等	50	評価・換算差額等	1,701,777
繰延税金資産	1,048,372	その他有価証券評価差額金	1,701,777
その他の投資その他の資産	107,671	純資産合計	15,215,261
資産合計	29,046,007	負債及び純資産合計	29,046,007

損益計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	15,128,243
売上原価	11,356,126
売上総利益	3,772,116
販売費及び一般管理費	3,371,050
営業利益	401,066
営業外収益	
受取利息及び受取配当金	669,691
為替差益	117,286
受取ロイヤリティ	136,156
その他の営業外収益	39,815
営業外費用	
支払利息	71,797
棚卸資産処分損	44,230
その他の営業外費用	62,743
経常利益	1,185,245
特別利益	
固定資産売却益	264
投資有価証券売却益	86,039
特別損失	
固定資産売却損	418
税引前当期純利益	1,271,131
法人税、住民税及び事業税	280,736
法人税等調整額	△ 82,338
当期純利益	1,072,733

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

残高及び変動事由	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利益剰余金	
		資 本 備 金	その他資本 剰 余 金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰 余 金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計
当 期 首 残 高	4,109,101	1,030,000	2,823,007	3,853,007	6,584,507	6,584,507
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当				－	△ 408,001	△ 408,001
当 期 純 利 益				－	1,072,733	1,072,733
自己株式の取得				－		－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				－		－
当 期 変 動 額 合 計	－	－	－	－	664,732	664,732
当 期 末 残 高	4,109,101	1,030,000	2,823,007	3,853,007	7,249,239	7,249,239

(単位：千円)

残高及び変動事由	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△1,469,735	13,076,880	1,546,862	1,546,862	14,623,743
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△ 408,001		－	△ 408,001
当 期 純 利 益		1,072,733		－	1,072,733
自己株式の取得	△ 228,128	△ 228,128		－	△ 228,128
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）		－	154,914	154,914	154,914
当 期 変 動 額 合 計	△ 228,128	436,603	154,914	154,914	591,518
当 期 末 残 高	△ 1,697,864	13,513,484	1,701,777	1,701,777	15,215,261

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……………時価法（評価差額は全部純資産直入法により
処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

製品・商品・仕掛品……………総平均法（但し、受注生産品は個別法）

原材料……………総平均法（但し、購入品は最終仕入原価法）

貯蔵品……………最終仕入原価法

(3) デリバティブ……………時価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産……………定額法を採用しております。

（リース資産を除く） なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 15～35年

機械及び装置 12年

(2) 無形固定資産……………定額法を採用しております。

（リース資産を除く） なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金……債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
なお、当事業年度においては、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上していません。
- (2) 賞与引当金……従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。
- (3) 退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ② 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、油圧機器（油圧製品、システム製品、環境機械）の製造販売を主な事業の内容としております。

当社の主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

油圧機器の製造販売は、顧客との契約に基づくものであり、個々の製品単位で履行義務を識別しております。

国内顧客への販売における油圧機器の引き渡しについては、検収時点において充足される履行義務と判断し、当該時点で収益を認識しております。ただし、油圧製品及びシステム製品については、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため出荷時に収益を認識しております。

海外顧客への販売における油圧機器の引き渡しについては、船積み時点において充足される履行義務と判断し、当該時点で収益を認識しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

(2) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

時価評価されているヘッジ手段に係る損益又は評価差額を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで資産又は負債として繰り延べる方法によっております。

なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

変動金利の借入金、外貨建金銭債権をヘッジ対象とし、金利スワップ及び金利フロアー取引、通貨オプション取引等をヘッジ手段として用いております。

③ ヘッジ方針

ヘッジ取引は実需に基づいたリスクのみを対象とし、投機的な手段として行っておりません。

④ ヘッジ有効性評価の方法

原則としてヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の当該累計とを比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

2. 会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。)を当事業年度の期首から適用しております。

なお、当該会計方針の変更が計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、以下のとおりです。

固定資産の減損

当社のグルーピングの方法は、油圧製品部門、システム製品部門、環境機械部門の事業部門別を基本にしており、また将来の使用が見込まれていない遊休資産については個々の物件単位でグルーピングをしております。

減損の兆候がある資産グループについては、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローがこれらの帳簿価額を下回る場合に減損損失を認識しております。

割引前将来キャッシュ・フローの見積りは経営計画を基礎としており、経営計画は経営陣により承認され、当該経営計画では、営業利益計上の計画となっております。

資産又は資産グループが使用されている範囲又は方法について、その回収可能価額を著しく低下させる変化は見込みも含めて生じておらず、経営環境の著しい悪化や、資産又は資産グループの市場価格の著しい下落はありません。

資産又は資産グループに減損が生じている可能性を示す事象がある場合には、当該資産又は資産グループについて、減損損失を認識するかどうかの判定を行います。そのような事象である減損の兆候はないものと判断しております。

ただし、当社をとりまく競争環境や為替の変動等の将来の不確実な経済条件の変動の結果によって影響を受ける可能性があり、資産又は資産グループが使用されている営業活動から生じる損益又はキャッシュ・フローが継続してマイナスとなるか、あるいは、継続してマイナスとなる見込みとなることや、資産又は資産グループの使用範囲・使用方法の変化、経営環境の著しい悪化、資産又は資産グループの市場価格の著しい下落が見られることによって減損の兆候があると判断された場合には、翌事業年度以降、減損損失の認識を行うかどうかの判定が行われることにより固定資産の減損処理が必要となる可能性があります。

なお、当事業年度末において、有形固定資産4,178,480千円、無形固定資産80,847千円、合計4,259,328千円を貸借対照表に計上しております。

4. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	13,174,599千円
2. 保証債務	
下記の会社の金融機関からの借入金について、債務保証を行っております。	
ユケン・インディアLTD.	988,911千円
油研液圧工業（張家港）有限公司	20,590 //
油研（仏山）商貿有限公司	20,590 //
計	1,030,091千円
3. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務	
短期金銭債権	2,152,399千円
短期金銭債務	403,272千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
売上高	4,077,914千円
仕入高	1,540,366千円
営業取引以外の取引高	730,724千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数	
普通株式	719,779株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)	
退職給付引当金	1,337,050千円
賞与引当金	120,655 //
投資有価証券評価損	396,063 //
棚卸資産評価損	36,823 //
その他	112,130 //
繰延税金資産小計	2,002,723千円
評価性引当額	△ 503,249 //
繰延税金資産合計	1,499,474千円
(繰延税金負債)	
その他有価証券評価差額金	△ 413,774千円
その他	△ 37,327 //
繰延税金負債合計	△ 451,102千円
繰延税金資産純額	1,048,372千円

8. 関連当事者との取引に関する注記

当社の子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	ユケン・インディア LTD.	所有 直接 44.62	当社製品の 製造・販売 役員の兼務	債務保証 (注) 1	988,911千円	—	—
関連会社	株式会社北陸油研	所有 直接 42.13	当社製品の 販売 役員の兼務	油圧製品の 販売 (注) 2	928,014千円	受取手形 及び 売掛金	598,267千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 当社は、ユケン・インディアLTD.の銀行借入に対して債務保証を行っております。

(注) 2. 油圧製品の販売については、市場価格を勘案して一般取引条件と同様に決定しております。

9. 収益認識に関する注記

- ・収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記
4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 4,013円63銭

1株当たり当期純利益 279円86銭

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

11. 重要な後発事象に関する注記

連結注記表「10. 重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月29日

油研工業株式会社
取締役会 御中

あおい監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士 角田康郎
業務執行社員

指定社員 公認会計士 丸木章道
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、油研工業株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、油研工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月29日

油研工業株式会社
取締役会 御中

あおい監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士 角田康郎
業務執行社員

指定社員 公認会計士 丸木章道
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、油研工業株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第81期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第81期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、当期の監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会、本部長会議、サステナビリティ推進委員会、グループ会社社長会その他重要な会議に出席又は資料及び議事録を閲覧し、取締役及び使用人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、子会社に係る重要な会議への出席を通じ事業の報告を受け、また資料及び議事録の閲覧を通じて事業の状況を確認し、必要に応じて説明を求めました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、内部監査室その他の使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け必要に応じて説明を求め意見を表明いたしました。
なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、取締役等及びあおい監査法人及び内部監査室から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて、説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備・運用している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。子会社も含めた内部統制システムの継続的な充実は、今後とも重要であると考えます。財務報告に係る内部統制については、本監査役会監査報告書の作成時点において、あおい監査法人からは「開示すべき重要な不備は発見されていない」旨の報告を書面で受けております。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あおい監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人あおい監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月30日

油研工業株式会社 監査役会

常勤監査役 市川 傑 士 ㊟

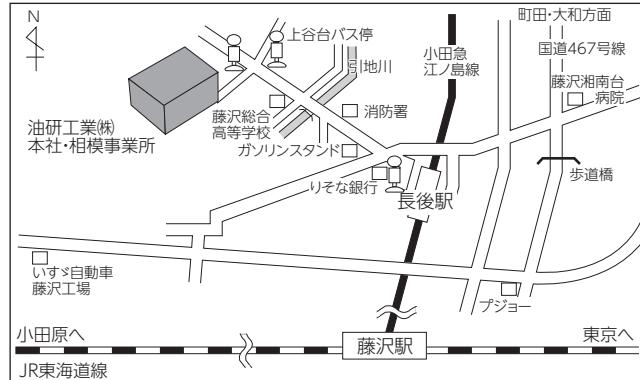
常勤監査役 (社外監査役) 小田島 晴 夫 ㊟

監査役 (社外監査役) 高 島 雅 博 ㊟

以 上

株主総会会場ご案内図

神奈川県綾瀬市上土棚中四丁目4番34号
油研工業株式会社 本社大会議室



〔道 順〕

- ・小田急江ノ島線長後駅西口より徒歩12分
- ・小田急江ノ島線長後駅西口バスターミナル③番乗り場より（綾瀬車庫・綾瀬市役所・さがみ野駅・桜が丘駅行き何れも通ります。）ご乗車いただき、上谷台（長後駅より1停留所）で下車ください。